

令和 5 年度

桐 生 市 水 道 事 業 年 報

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

桐 生 市 水 道 局

目 次

I. 事業概要

1. 沿 革	1
2. 基本計画の推移	2
3. 令和5年度の概況	3

II. 組織

1. 機 構 図	5
2. 水道局事務分掌	6
3. 職員配置表	8

III. 施設概要

1. 浄水施設	9
2. 配水施設	16
3. 加圧施設	17
4. 水質センター	18
5. 桐生市水道山記念館	18

IV. 業務概要

1. 業務実績状況（業務統計月報より）	19
2. 口径別・管種別配水管延長	20
3. 月別配水量及び有収水量	20
4. 配水量分析表	21
5. 口径別・月別有収水量と料金	22
6. 口径別件数・水量及び料金	24
7. 水道料金取扱状況	24
8. 水道料金の収納状況	24
9. 水道料金の改定（口径別に移行後）	25
10. 電力使用状況及び料金	26
11. 薬品使用状況	27
12. 量水器設置数及び取替状況	27
13. 給水申込・使用中止及び変更等の件数	28
14. 給水装置工事及び修繕工事	28
15. 口径別加入件数及び加入金	29
16. 漏水調査実績（委託）	29
17. 桐生市水道局指定給水装置工事事業者名簿	30

V. 財務の概況	
1. 収益的収入及び支出	34
2. 資本的収入及び支出	34
3. 比較損益計算書	35
4. 比較貸借対照表	36
5. 令和5年度企業債借入先別償還状況	39
VI. 経営分析	
○ 経営・財務分析表	40
VII. 災害時の態勢	
1. 桐生市水道施設防災計画に基づく給水拠点	43
2. 災害時の相互応援協定等	45
(1) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書	45
(2) 災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定（桐生管工事協同組合）	47
(3) 群馬県水道災害相互応援協定	48
(4) 災害時における応援業務に関する協定書（株式会社両毛ビジネスサポート）	50
(5) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	51
(6) 社団法人日本水道協会群馬県支部災害相互応援要綱	54
(7) 上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定（伊勢崎市）	57
(8) 上水道相互連絡管設置に関する協定（前橋市）	59
(9) 災害時等における応援業務に関する協定書	62
(10) 災害時等における応急復旧活動の応援協力に関する覚書	64
VIII. その他資料	
1. 桐生市水道料金審議会条例	65
2. 両毛地域水道事業管理者協議会開催要領	65
桐生市給水区域図	

I . 事 業 概 要

1 . 沿 革

桐生市の水道事業は、昭和 5 年 2 月に水道事業創設認可を受け、昭和 7 年 4 月に全市の給水を開始しました。当時の計画給水人口は 60,000 人、計画一日最大給水量は 10,200 m^3 でした。

昭和 19 年 4 月には、計画給水人口 75,000 人、計画一日最大給水量は 15,000 m^3 とした「第 1 次拡張事業」の認可を受け、本市の水道施設は次々と充実・拡張していききました。

その後、元宿浄水場の取水量低下を補う工事として行われた「第 2 次拡張事業」、広沢水源池を建設した「第 3 次拡張事業」、相生地区への給水と市内給水量の増補を目的とした「第 4 次拡張事業」、上菱浄水場を建設した「第 5 次拡張事業」、市内施設の統廃合を行い、本市の水道施設の全体的な見直しを行った「第 6 次拡張事業」と、昭和 25 年から昭和 49 年にかけて、様々な拡張事業を実施してきました。

そして、高度経済成長による更なる水需要の増大に対応するため、昭和 49 年 3 月に計画給水人口 157,100 人、計画一日最大給水量は 120,200 m^3 とした「第 7 次拡張事業」の認可を受けました。この拡張事業は、前期では元宿浄水場を増設し、後期では桐生川ダムの完成に伴う梅田浄水場の新設を計画しました。

梅田浄水場は、人口減少に伴い拡張事業から用途を変え、老朽化した上菱浄水場の代替施設として令和 3 年 3 月に第 1 期工事が完成しました。

令和 3 年 4 月から梅田浄水場が供用開始となり、老朽化した上菱浄水場は廃止となりました。

今後の本市の水道事業は、市のほとんどの施設が行き渡ったため、拡張から施設のより一層の充実を目指した管理化へと向かい、より正確な水道管網図の整備、異臭味対策、低水圧地区の解消、水道管の漏水防止、老朽管の布設替えなど、安全でおいしい水の安定供給を目指して事業を実施しております。

また、平成 17 年 6 月、勢多郡新里村及び同黒保根村を編入合併したことに伴い、旧新里村水道事業を統合しました。さらに、平成 28 年 4 月には、馬立簡易水道事業と黒保根簡易水道事業を統合しました。

2. 基本計画の推移

区 分	事 業 内 容	認可(届出) 年月日	起工 年月	竣工 年月	計画給 水人口	計画一日 最大給水量	計画一人 一日最大 給 水 量	総事業費
創 設	元宿浄水場、水源地、 水道山配水地	昭 5. 2. 13	昭 5. 9	昭 7. 4	人 60,000	m ³ 10,200	ℓ 170	千円 1,387
第1次 拡張事業	天神町浄水場 (現在廃止)	19. 4. 1	19. 4	20. 10	75,000	15,000	200	1,509
第2次 拡張事業	元宿浄水場増設	25. 10. 17	25. 10	26. 12	76,500	15,300	200	6,120
第3次 拡張事業	広沢水源地(現在廃止)、 配水場	32. 2. 21	32. 7	37. 3	101,200	25,300	250	173,912
第4次 拡張事業	広沢水源地(現在廃止) 増設 元宿浄水場増設	38. 12. 23	39. 7	43. 3	120,000	34,800	290	283,455
第5次 拡張事業	上菱浄水場(現在廃止)、 配水場	41. 12. 28	42. 6	45. 7	120,000	45,600	380	562,895
第6次 拡張事業	元宿浄水場増設、青葉 台配水場、梅田加圧所	46. 4. 26	46. 4	48. 6	130,000	50,700	390	687,691
第7次 拡張事業	元宿浄水場増設等	49. 3. 30	49. 4	56. 3	157,100	120,200	765	7,621,840
	給水区域の拡張 (変更届出第1回)	平 16. 10. 27	－	－	157,100	120,200	765	4,800,000
	新里村上水道事業統合 (変更届出第2回)	17. 6. 10	－	－	175,300	130,210	743	13,856,260
	馬立簡易水道事業統合 黒保根簡易水道事業統合 (変更届出第3回)	28. 3. 23	－	－	178,173	131,886	740	13,512,006

※ 行政区域面積：274.45km² / 計画給水区域面積：95.04km²

※ 計画一日最大給水量 = 配水能力

3. 令和5年度の概況

(1) 総括事項

本市水道事業は、昭和7年4月に通水を開始して以来93年が経過いたしました。創設時から拡張期における水道施設や管路網は老朽化が著しく、それらの大規模な更新や改修が継続的な課題となっております。さらに、給水人口の減少や市民の生活様式の変化により、今後も水需要の減少は続くものと想定されます。このような状況の中で、将来にわたり安定した事業経営を継続するため、「桐生市水道再生マスタープラン」に基づき、投資計画と財政計画との均衡を図りながら、今後取り組むべき課題に対応させた「桐生市水道事業経営戦略」に沿った事業運営に鋭意取り組んでおります。

令和5年度につきましては、「桐生市水道事業経営戦略」に基づき、水道施設の適切な維持管理・更新を実施いたしました。水道管路につきましては、更新の優先度や水需要の減少を踏まえた更新を実施するとともに、水圧の改善、漏水防止等の推進を図りました。浄水場及び各配水施設につきましては、日常の維持管理及び保守点検を適切に実施するとともに、設備の改修及び機器の取替等を実施いたしました。今後も水需要を踏まえた施設規模の適正化や施設の長寿命化を念頭に置き、水道施設の維持管理・更新に取り組んでまいります。

1月に発生いたしました能登半島地震では、水道施設へ甚大な被害をもたらし、長期間の大規模断水が発生しましたが、桐生市水道局では、1月24日から3月7日までの期間に給水車1台、職員計24名を被災地へ派遣し、応急給水活動を実施いたしました。今回の活動で再認識させられた災害時におけるライフラインの重要性を肝に銘じるとともに、更なる水道施設の耐震化や危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、「水道GLP」による水質検査体制により、水道水の水質に対する信頼性の確保を図るとともに、水質検査機器の更新を行いました。

今後もより安全安心な水の供給を図るべく、水質・水源保全対策を推進し、きめ細かい給水サービスができるよう努力してまいります。

イ．建設改良事業について

主な建設改良の工事は、元宿浄水場の赤岩用水樋門更新工事、南公園高架水槽更新工事等を実施するとともに、各配水施設の残留塩素計やポンプ設備等の更新工事を実施し、水道水の安定供給に努めました。

また、市内一円にわたり、4,487mの管路布設工事を実施いたしました。

固定資産購入では、水質検査機器「高感度濁度計」、「活性炭ユニット」等を更新し、水質検査体制の強化を図りました。

ロ．業務の状況について

年度末における給水件数は52,188件となり、前年度と比較して221件(0.4%)減少し、給水人口は、102,097人で1,631人(1.6%)減少しました。

また、普及率は全市人口102,328人に対し、99.8%となりました。

年間有収水量は、11,859,989 m³で、前年度と比較して156,827 m³(1.3%)減少しました。

なお、有収率については、78.8%となりました。

ハ．経理の状況について

本年度決算は、収益的収支において、収入1,999,024,783円（外仮受消費税及び地方消費税分185,594,687円）、支出2,015,696,307円（外仮払消費税及び地方消費税分78,305,924円）となりました。その結果、16,671,524円の純損失となりました。

収入においては、主に給水人口の減少に伴い、給水収益が減少したことにより、前年度の決算と比較して25,305,496円（1.3%）の減少となりました。

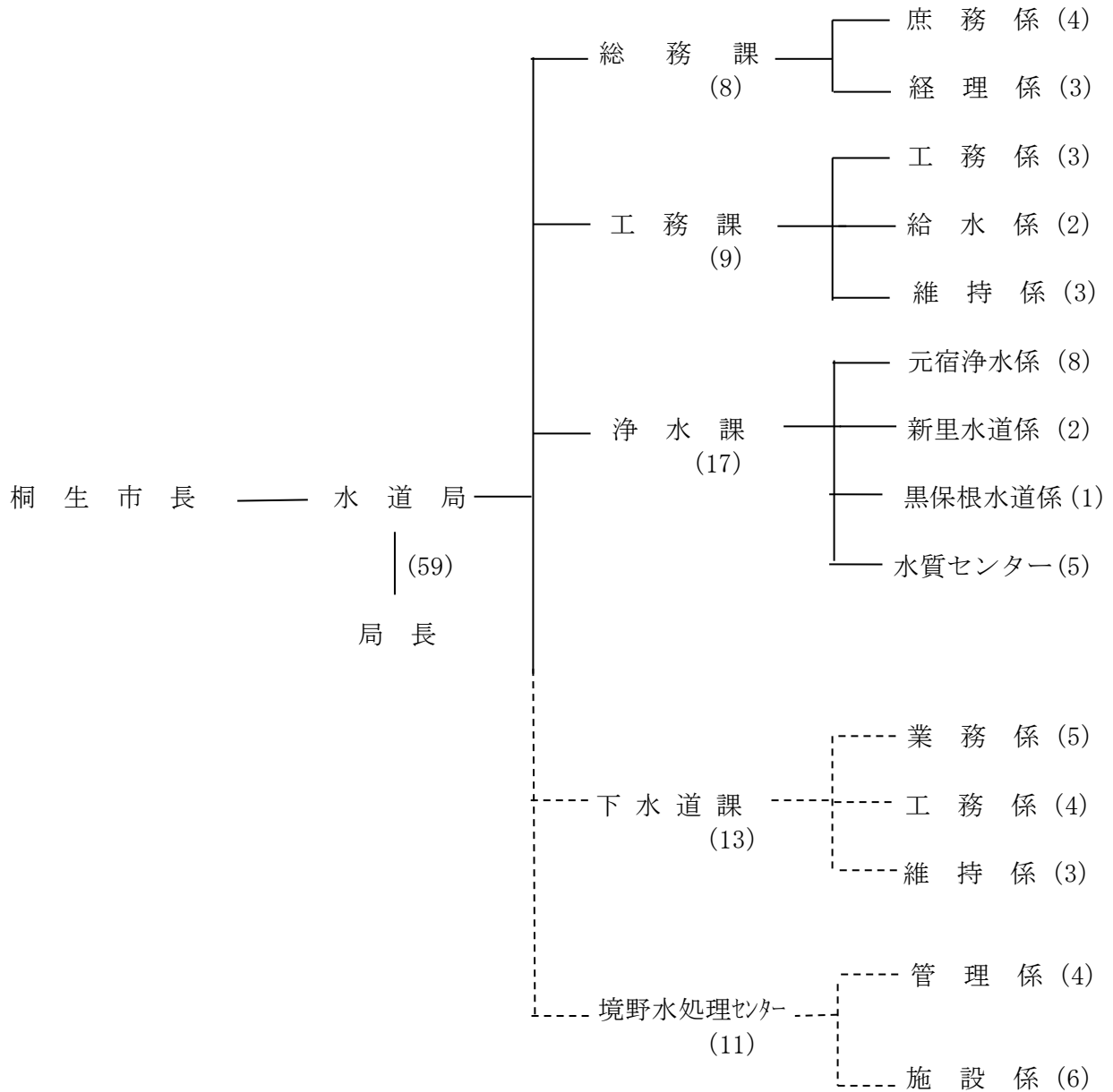
支出においては、燃料価格の高騰に伴う国の激変緩和対策事業の恩恵を受け動力費が減少したことや、新里地区における県央第二水道からの受水単価が減少したことなどにより、前年度の決算と比較して88,902,641円（4.2%）の減少となりました。

資本的収支においては、収入145,499,423円、支出1,242,486,302円で、差引収入不足額1,096,986,879円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,171,767円、過年度分損益勘定留保資金71,133,341円、当年度分損益勘定留保資金806,144,887円、建設改良積立金140,536,884円で補填しました。

なお、たな卸資産購入費の仮払消費税及び地方消費税額は2,421,045円、貸倒れに係る控除税額は78,691円となりました。

Ⅱ．組 織

1．機 構 図



※ () 内数字は職員数

※下水道課及び境野水処理センターは下水道事業会計

2. 水道局事務分掌

総務課

1. 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事。
2. 条例、規則及び規程に関する事。
3. 文書に関する事。
4. 広報広聴及び統計に関する事。
5. 資産の取得、管理及び処分に関する事。
6. 契約、物品の調達及び不用品の処分に関する事。
7. 公用車両に関する事。
8. 庁舎、職員公舎及び水道山記念館の管理に関する事。
9. 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事。
10. 労働組合に関する事。
11. 安全衛生に関する事。
12. 災害対策の庶務に関する事。
13. 財務、検針及び水道料金に係る電算システム並びに水道局電子計算システムの総括に関する事。
14. 予算及び決算に関する事。
15. 企業債及び一時借入金に関する事。
16. 資金の計画及び運用に関する事。
17. 水道事業の経営計画に関する事。
18. 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
19. 水道料金その他収納金の収入整理に関する事。
20. 出納及び収納取扱金融機関に関する事。
21. 貯蔵品の出納保管に関する事。
22. 資産の評価に関する事。
23. 期中経理に関する事。
24. 水道使用の諸届の受付に関する事。
25. 使用水量の検針に関する事。
26. 使用水量の認定に関する事。
27. 使用者台帳及び検針台帳の整理保管に関する事。
28. 水道料金の調定に関する事。
29. 水道メーターに関する事。
30. 開閉栓、休止に関する事。
31. 共同住宅の戸別検針及び戸別徴収の契約に関する事。
32. 水道料金及びその他の収納金の納入通知書等の発行及び徴収に関する事。
33. 水道料金及びその他の収納金の過誤納金の還付に関する事。
34. 水道料金及びその他の収納金の滞納に係る督促並びに停水処分に関する事。
35. 分水、受水に関する事。
36. 収納事務等受託者の指導及び監督に関する事。
37. 他の主管に属さない事。
38. 局内の庶務に関する事。

工務課

1. 事業施設の将来計画に関する事。
2. 主要事業の許認可申請に関する事。
3. 取水の計画に関する事。
4. 事業施設の工事に関する事。
5. 浄水場建設に関する事。
6. 配水管等の布設に伴う給水切替工事に関する事。
7. 主管の工事に係る工事検査（別に定めるものを除く。）に関する事。
8. 給水装置工事の申請及び検査に関する事。
9. 事業施設及び給水装置の維持管理及び修繕に関する事。
10. 漏水防止に関する事。
11. 非常用浄水装置及び災害用施設の維持管理に関する事。
12. 主管の設計、積算及び図面管理等に係る電算システムの管理に関する事。
13. 給水装置施工票及び事業施設に係る設計図面の管理に関する事。
14. 加入金及び手数料の調定に関する事。
15. 給水装置修繕工事及び施設損傷弁償金の調定に関する事。
16. 防災行政無線の保守管理に関する事。
17. 渇水及び災害に関する事。
18. 業務委託に関する事。
19. 工事に伴う道路占用及び掘削等の申請に関する事。
20. 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。
21. 貯水槽水道に関する事。
22. 専用水道に関する事。

浄水課

1. 浄水業務の総括に関すること。
2. 元宿浄水場、梅田浄水場、黒保根浄水場、田沢浄水場等の取水、浄水及び配水に関すること。
3. 元宿浄水場、梅田浄水場及び配水場等の運転並びに維持管理に関すること。
4. 元宿浄水場、梅田浄水場、黒保根浄水場及び田沢浄水場の配水区域内の施設の維持管理、修繕並びに管末採水に関すること。
5. 排水処理に関すること。
6. 主管の工事に係る工事検査（別に定めるものを除く。）に関すること。
7. 取水量、送水量及び配水量等の統計に関すること。
8. 浄水施設の将来計画に関すること。
9. 新里地区及び黒保根地区における水道料金等の徴収に関すること。
10. 水質の調査及び監視に関すること。
11. 水質事故の初期対応に関すること。
12. 各浄水場原水及び浄水の定期精密水質検査に関すること。
13. 給水栓水毎日水質検査及び精密水質検査に関すること。
14. 水質管理に関わる各種調査、実験の実施及び解析に関すること。
15. 浄水処理に必要な水質検査や実験に関すること。
16. 水質データの管理、解析及び公表に関すること。
17. 各種実験・検査機器の保守管理及び更新に関すること。
18. 水質センターの管理に関すること。
19. 主管の薬品の保管及び浄水処理の薬品の注入に関すること。
20. 水質の試験方法に関すること。
21. 水質検査及び水質管理の受託に関すること。

3. 職員配置表

職 名 所 属		局 長	次 長	課 長	課 長補佐	係 長	主 査	主 任	主 事	技 師	再 任 用 職 員	主 任 技 術 員	技 術 員	主 任 作 業 員	作 業 員
局 長	1	1													
総 務 課	1			1											
庶 務 係	4				1		2		1						
経 理 係	3				1			1	1						
計	8			1	2		2	1	2						
工 務 課	1			1											
工 務 係	3				1		1			1					
給 水 係	2				1		1								
維 持 係	3				1			1			1				
計	9			1	3		2	1		1	1				
浄 水 課	1		1												
元宿浄水係	8				1		1	1			4	1			
新里水道係	2						1					1			
黒保根水道係	1				1										
水質センター	5				1		1	2		1					
計	17		1		3		3	3		1	4	2			
合計	35	1	1	2	8		7	5	2	2	5	2			

Ⅲ. 施 設 概 要

1. 浄 水 施 設

施設名	元宿浄水場	梅田浄水場
水源	渡良瀬川表流水	桐生川ダム湖水
所在地	元宿町14番37号	梅田町四丁目259番地
電話番号	0277-44-3363	0277-46-7152
設置年月	昭和7年4月	令和3年4月
面積	33,855m ²	30,931m ²
取水能力	72,500m ³ /日	11,500m ³ /日
設備等	〔ポンプ〕 取水用 9台 送水用 21台 洗浄水用 2台 計 32台 〔沈砂池〕 13,800m³/日 × 2池 22,450m³/日 × 2池 〔高速沈殿池〕 13,800m³/日 × 2池 23,000m³/日 × 1池 〔横流式沈殿池〕 11,225m³/日 × 5池 〔急速ろ過池〕 27,600m³/日 面積24.0m² × 8池 44,900m³/日 面積53.9m² × 8池 〔浄水池〕 450m³ × 1池 1,220m³ × 1池 3,160m³ × 5池 〔高架水槽〕 1,100m³ × 1槽 〔排水処理〕 汚水池 540m³ × 1池 汚泥池 720m³ × 1池 濃縮槽 1,280m³ × 1槽 〔非常用自家発電設備〕 1,000kVA × 1台	〔ポンプ〕 送水用 4台 洗浄水用 6台 計 10台 〔着水井〕 17,250m³/日 × 2池 〔傾斜管沈殿池〕 8,625m³/日 × 2池 〔急速ろ過池〕 17,250m³/日 面積15.6m² × 8池 〔浄水池〕 1,500m³ × 3池 〔排水処理〕 排水池 250m³ × 2池 排泥池 120m³ × 2池 調整槽 12.6m³ × 2槽 〔非常用自家発電設備〕 315kVA × 1台

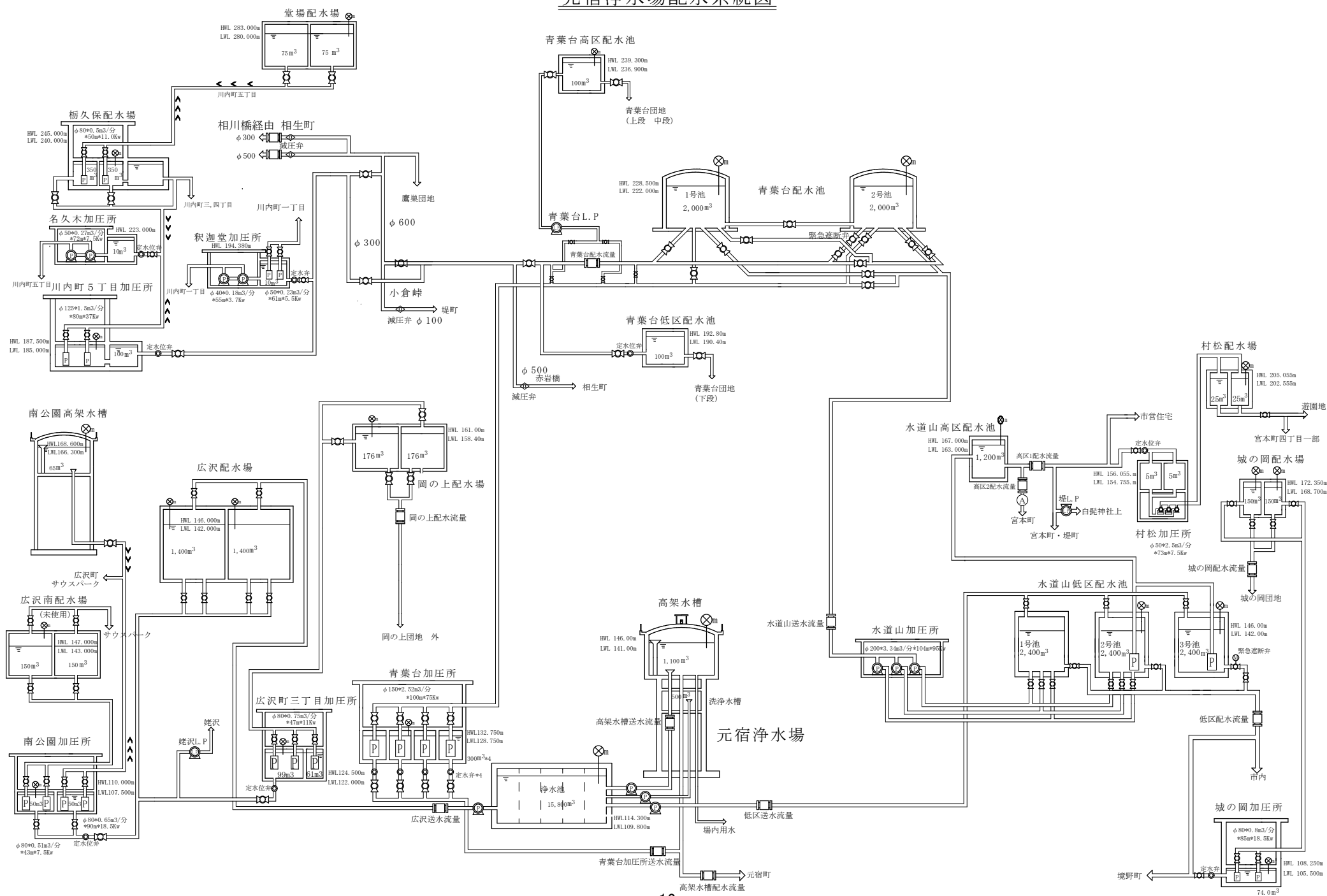
新里町

施設名	新里第6水源地	新里第8水源地	新里第9水源地
水源	地下水	地下水	地下水
所在地	新里町赤城山864番地121	新里町赤城山923番地243	新里町赤城山1418番地2
電話番号			
設置年月	昭和49年1月	昭和50年3月	昭和55年10月
面積	501㎡	522㎡	112㎡
取水能力	300㎡/日	213㎡/日	1,160㎡/日
設備等	〔ポンプ〕 取水用 1台	〔ポンプ〕 取水用 1台	〔ポンプ〕 取水用 1台
施設名	新里第10水源地	新里第2水源地	
水源	地下水	地下水	
所在地	新里町赤城山919番地216	新里町赤城山745番地4	
電話番号			
設置年月	昭和62年3月	平成8年12月	
面積	158㎡	347㎡	
取水能力	1,417㎡/日	1,000㎡/日	
設備等	〔ポンプ〕 取水用 1台	〔ポンプ〕 取水用 1台	

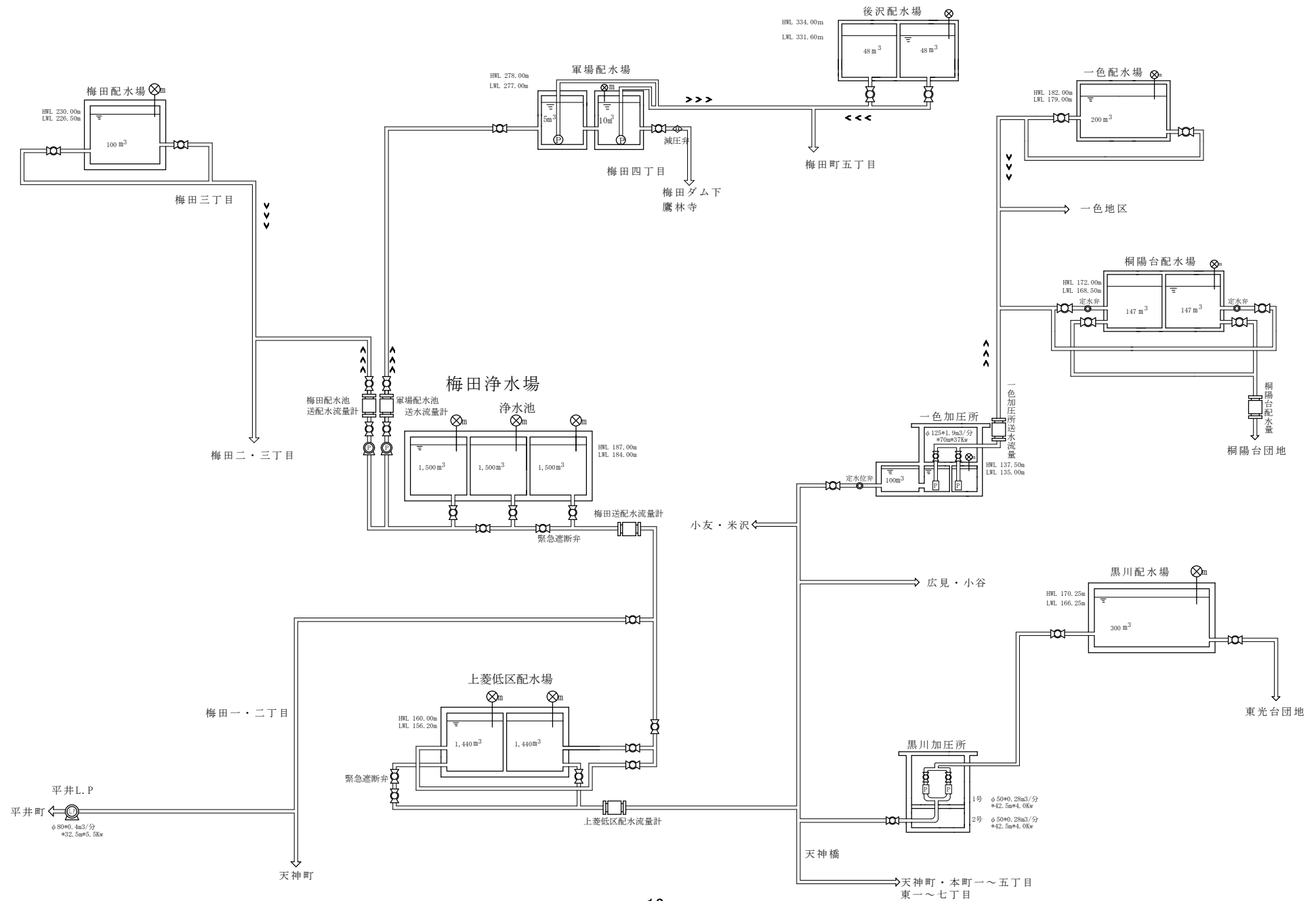
黒保根町

施設名	黒保根浄水場	田沢浄水場
水源	高榑川表流水（第1水源） 深井戸地下水（第2水源）	沢入沢表流水（第1水源） 細程沢表流水（第2水源）
所在地	黒保根町下田沢1900番地53、841	黒保根町上田沢2016
電話番号	0277-96-2452	0277-96-3966
設置年月	昭和50年8月	昭和54年1月
面積	5,405㎡	1,408㎡
取水能力	2,870㎥/日	150㎥/日
設備等	〔ポンプ〕 取水用 4台 逆洗用 3台 〔沈砂池〕 480㎥ 2池 〔急速ろ過機〕 565㎥/日 3基 〔配水池〕 364㎥ 1池 140㎥ 1池 〔非常用自家発電設備〕 180KVA 1台	〔沈砂池〕 31㎥ 1池 〔急速ろ過機〕 156㎥/日 2基 〔配水池〕 57㎥ 2池 〔非常用自家発電設備〕 30KVA 1台
施設名	古谷地区水道	高榑地区水道
水源	湧水	湧水
所在地	黒保根町上田沢1851-1	黒保根町下田沢1541-1
設置年月	昭和40年	昭和55年
面積	276.93㎡	18.33㎡
取水能力	9.6㎥/日	6.0㎥/日
設備等	〔配水池〕 25㎥ 1池	〔配水池〕 10㎥ 1池

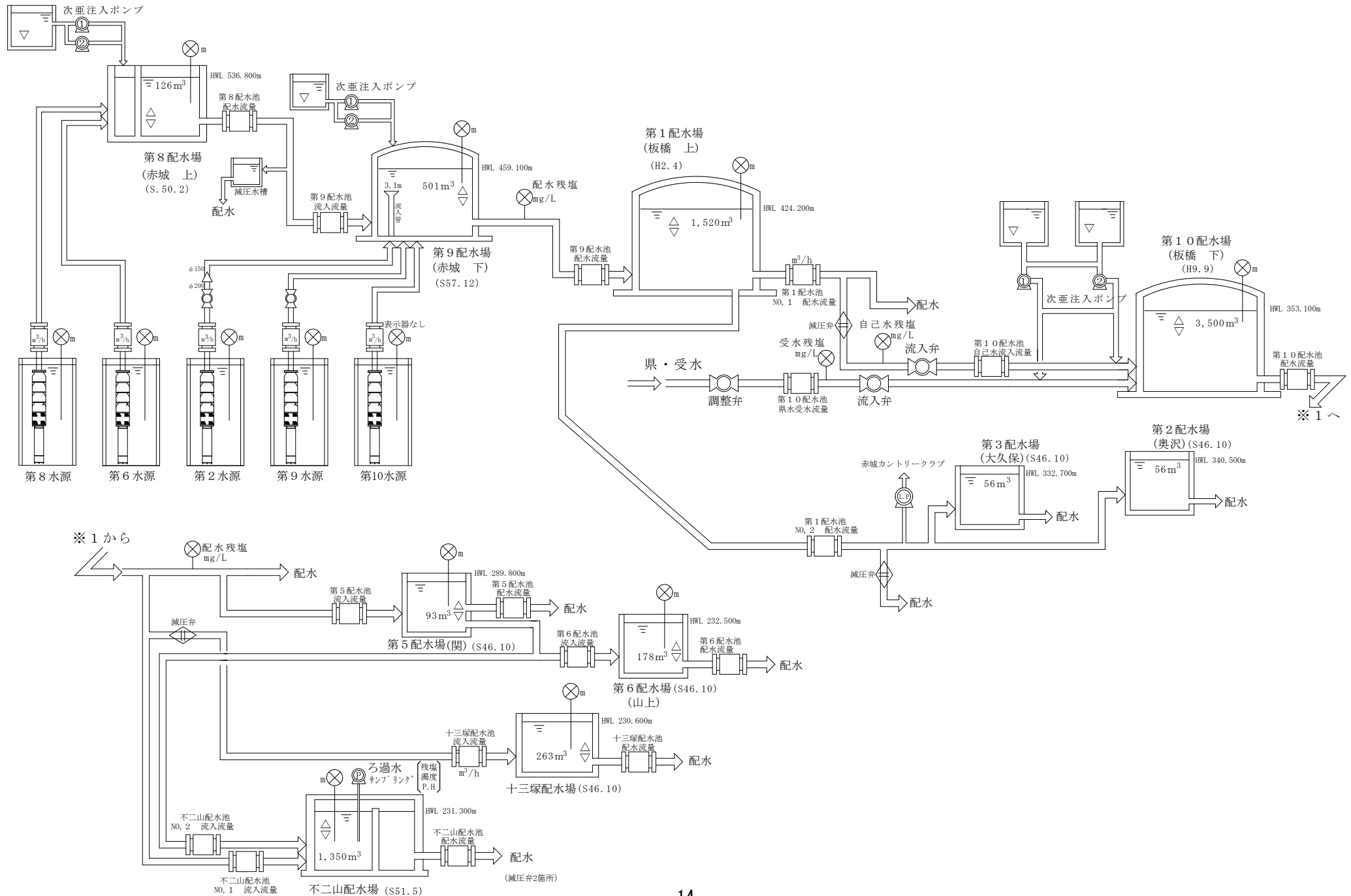
元宿浄水場配水系統図



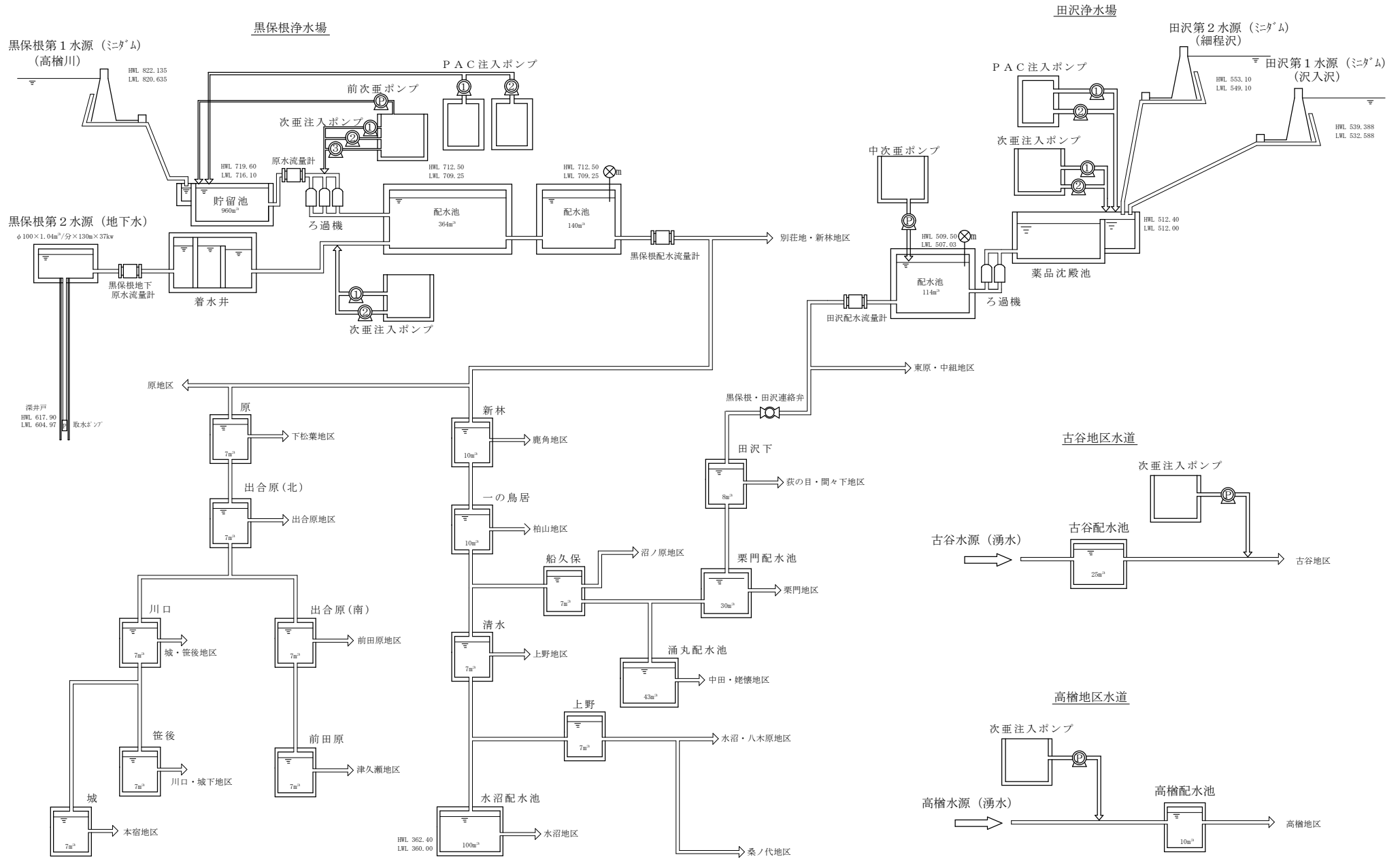
梅田浄水場配水系統図



新里町 配水系統図



黒保根町配水系統図



2. 配 水 施 設

・旧桐生地区

名 称	所 在 地	設 置	容 量	給 水 区 域
水 道 山 配 水 場 (水道山低区配水池)	堤町一丁目 2816-11	昭和 7年 4月	2,400m ³ ×1池	本町4～6丁目の一部、錦町1～3丁目、稲荷町、織姫町、美原町、清瀬町、新宿1～3丁目、三吉町1・2丁目、小梅町、琴平町、浜松町1・2丁目、仲町3丁目の一部、川岸町、旭町、東6丁目の一部、末広町、宮前町1・2丁目、堤町2丁目の一部、巴町1・2丁目、永楽町の一部、小曾根町の一部、境野町1～7丁目、菱町1丁目の一部
		昭和41年 3月	2,400m ³ ×1池	
		昭和60年10月	2,400m ³ ×1池	
水 道 山 配 水 場 (水道山高区配水池)	堤町一丁目 2816-11	昭和 7年 4月	1,200m ³ ×1池	堤町1～3丁目の一部、小曾根町の一部、宮本町2丁目、3・4丁目の一部、西久方町1・2丁目の一部
村 松 配 水 場	宮本町四丁目 2869-3	平成19年3月	25m ³ ×2池	宮本町3・4丁目の一部
広 沢 配 水 場	広沢町四丁目 4662	昭和37年 3月	1,400m ³ ×2池	広沢町1丁目、2～5丁目の一部、6・7丁目、間ノ島、桜木町、相生町1丁目の一部、
上 菱 配 水 場 (上菱低区配水池)	菱 町 五 丁 目 321	昭和45年 7月	1,440m ³ ×2池	本町1～5丁目、横山町、仲町1・2丁目、3丁目の一部、泉町、東町、高砂町、東1～7丁目、永楽町の一部、宮本町1丁目、東久方町1～3丁目、西久方町1・2丁目の一部、天神町1丁目、2・3丁目の一部、菱町1丁目、3～5丁目の一部、
梅田浄水場浄水池	梅田町四丁目 259	令和 3年 4月	1,500m ³ ×3池	梅田町1丁目、2丁目の一部、菱町5丁目の一部、天神町2・3丁目の一部、平井町、西久方町1丁目の一部
岡 の 上 配 水 場	広沢町三丁目 4279-24	昭和46年 7月	130m ³ ×1池	広沢町3丁目の一部
		平成 6年 3月	176m ³ ×2池	
黒 川 配 水 場	菱 町 四 丁 目 2469-2	昭和45年 7月	300m ³ ×1池	菱町4丁目の一部
青 葉 台 配 水 場 (青葉台高区配水池)	堤 町 三 丁 目 2687	昭和47年 9月	100m ³ ×1池	堤町3丁目の一部 (青葉台団地の一部)
青 葉 台 配 水 場 (青葉台低区配水池)	堤 町 三 丁 目 2685-69	昭和47年 9月	100m ³ ×1池	堤町3丁目の一部 (青葉台団地の一部)
青 葉 台 配 水 場 (青葉台配水池)	堤町三丁目 2685-59	昭和57年 3月	2,000m ³ ×2池	堤町1～3丁目の一部、広沢町1丁目の一部、相生町1丁目の一部、2～5丁目、川内町1～4丁目、5丁目の一部
元 宿 高 架 水 槽	元宿 浄水場内	昭和53年 3月	1,100m ³ ×1槽	元宿町
一 色 配 水 場	菱町二丁目 1573	昭和54年 3月	200m ³ ×1池	菱町1～3丁目の一部
南公園高架水槽	広沢町五丁目 4716-17	令和5年 10月	65m ³ ×1槽	広沢町4・5丁目の一部 (南公園を含む)
栃久保配水場	川内町五丁目 2199-1	昭和57年 7月	350m ³ ×2池	川内町5丁目の一部 (郵便局以北～三堂坂)
梅 田 配 水 場	梅田町三丁目 182	昭和58年 3月	100m ³ ×1池	梅田町2丁目の一部、3丁目、4丁目の一部
堂 場 配 水 場	川内町五丁目 2604-1	昭和58年 7月	75m ³ ×2池	川内町5丁目の一部 (三堂坂以北)
桐 陽 台 配 水 場	菱 町 二 丁 目 3540-2	昭和58年 7月	147m ³ ×2池	菱町2・3丁目の一部 (桐陽台団地を含む)
城 の 岡 配 水 場	菱 町 一 丁 目 3420-3	昭和60年 3月	150m ³ ×2池	菱町1・3丁目の一部 (城の岡団地を含む)
広 沢 南 配 水 場	広沢町五丁目 4740-96	平成10年 7月	150m ³ ×2池	休 止 中 (広沢町5丁目の一部)
軍 場 配 水 場	梅田町四丁目 1769-5	平成12年 3月	5 m ³ × 1 池 10 m ³ × 1 池	梅田町4丁目の一部 (桐生川ダム下付近)
後 沢 配 水 場	梅田町五丁目 7445-2	平成 5年 3月	48 m ³ × 2 池	梅田町4丁目の一部、5丁目 (桐生川ダム上流)

・新里地区

名 称	所 在 地	設 置	容 量	給 水 区 域
新 里 第 1 配 水 場	赤城山542-35	平成 2年 4月	1,520m ³ ×1池	板橋の一部
新 里 第 2 配 水 場	奥沢552-2	昭和46年10月	56m ³ ×1池	奥沢、上鶴ヶ谷、新川の一部
新 里 第 3 配 水 場	大久保456-4	昭和46年10月	56m ³ ×1池	大久保
新 里 第 5 配 水 場	関27	昭和46年10月	93m ³ ×1池	関の一部、大久保の一部 上鶴ヶ谷の一部、山上の一部
新 里 第 6 配 水 場	山上1693-1	昭和46年10月	178m ³ ×1池	山上の一部、小林
新 里 第 8 配 水 場	赤城山 923-243	昭和50年 3月	126m ³ ×1池	赤城山、板橋の一部
新 里 第 9 配 水 場	赤城山 919-149	昭和57年12月	501m ³ ×1池	第1配水場へ
新 里 第 10 配 水 場	板橋245-4	平成 9年 9月	3,500m ³ ×1池	関の一部、大久保の一部 鶴ヶ谷の一部
不 二 山 配 水 場	新川3111-4	昭和51年 5月	1,350m ³ ×1池	新川、野、武井の一部
十 三 塚 配 水 場	新川2664-5	昭和46年10月	263m ³ ×1池	武井、小林の一部、新川の一部

・黒保根地区

名 称	所 在 地	設 置	容 量	給 水 区 域
黒 保 根 配 水 場	下田沢 1900-53	昭和51年 3月	182m ³ ×2池	水沼、八木原、宿廻、下田沢、 上田沢の一部
		平成 3年 3月	140m ³ ×1池	
田 沢 配 水 場	上田沢2016	昭和54年 1月	57m ³ ×2池	上田沢の一部
古 谷 配 水 場	上田沢 1851-1	昭和47年 2月	25m ³ ×1池	上田沢の一部
高 檜 配 水 場	下田沢 1541-1	昭和56年 3月	10m ³ ×1池	下田沢の一部

3. 加 圧 施 設

・旧桐生地区

名 称	所 在 地	設 置	容 量	備 考
黒 川 加 圧 所	菱町四丁目2434-6	昭和45年 7月	2,400m ³ ×3池	加圧ポンプ方式に 変更
水 道 山 加 圧 所	堤町一丁目5-7	昭和48年 3月		低区配水池に併設
一 色 加 圧 所	菱町二丁目1781-1	昭和54年 3月	100m ³	
南 公 園 加 圧 所	広沢町五丁目1787-1	昭和56年 9月	50m ³ ×2池	
川 内 町 五 丁 目 加 圧 所	川内町五丁目1290-2	昭和57年 1月	100m ³	
城 の 岡 加 圧 所	菱町一丁目3417-15	昭和60年 3月	74m ³	
青 葉 台 加 圧 所	堤町三丁目2681-7	昭和63年 3月	300m ³ ×4池	
釈 迦 堂 加 圧 所	川内町一丁目453	平成元年 9月	10m ³	
名 久 木 加 圧 所	川内町五丁目3884	平成 2年 9月	10m ³	
広 沢 町 三 丁 目 加 圧 所	広沢町三丁目3931	平成 6年 1月	61m ³ 99m ³	
村 松 加 圧 所	宮本町四丁目1494-1	平成19年 3月	5m ³ ×2池	

4. 水 質 セ ン タ ー

所在地 桐生市元宿町14番37号 (Tel 0277-46-2376)
 開設 平成6年4月
 規模 延床面積 637.93㎡
 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 設備等 水道水質基準の全項目検査を実施

主要分析機器一覧表

No.	装置名	型式	メーカー名	導入年月日
1	クリーンベンチ	PAU - 850BGR	ダルトン	H. 06. 03. 15
2	高圧蒸気滅菌器	HG-50LB	平山製作所	H. 30. 06. 08
3	高圧蒸気滅菌器	HG-50LB	平山製作所	H. 27. 10. 06
4	誘導結合プラズマ質量分析装置	7900	Agilent	H. 26. 08. 29
5	水銀分析計	HG - 400-100D	平沼産業	H. 20. 12. 15
6	イオンクロマトグラフ分析装置	HIC-ESP	島津製作所	R. 02. 08. 03
		HIC-NS	〃	H. 24. 02. 13
		ポストカラムシステム	〃	R. 01. 07. 12
7	ガスクロマトグラフ質量分析計	5977B GC/MSD	Agilent	R. 03. 12. 03
		7890BGC/5977AMSD	〃	H. 25. 07. 25
8	積分球式濁度計	WA 6000	日本電色工業	H. 27. 09. 15
9	分光光度計	UV-1280	島津製作所	H. 29. 03. 21
		U-2800	日立製作所	H. 16. 02. 27
10	全有機炭素計	TOC-L	島津製作所	H. 30. 03. 20
11	pH計	F-52	堀場製作所	H. 18. 07. 21
12	分析天秤	IUW-200D	アズワン	R. 05. 08. 15
13	液体クロマトグラフ質量分析装置	LCMS-QP2020	島津製作所	H. 21. 03. 23
14	ドラフトチャンバー3台	SA-4S0	三進金属工業	H. 21. 03. 23
15	電動顕微鏡	Ni-E	Nikon	H. 28. 08. 23
16	低真空走査電子顕微鏡	JSM-5310LV	日本電子	H. 07. 07. 21
17	電気伝導率計	CM-30R	東亜DKK	H. 20. 06. 04
18		〃	〃	H. 25. 10. 10
19	レーザー高感度濁度計	NP-7700T	日本電色	R. 05. 10. 16
20	放射能測定装置	SEG-EMS	セイコーEG&G	H. 23. 10. 17
21	純水製造装置オートスチル	WA710	ヤマト科学	H. 25. 05. 21

5. 桐生市水道山記念館

所在地 桐生市堤町一丁目5番7号 (Tel 0277-44-5257)
 開設 昭和62年4月
 規模 敷地面積 1,170㎡ 床面積 167.8㎡
 構造 木造平家建
 利用案内 入館無料、開館時間：午前9時～午後5時
 休館日：月曜日・火曜日、12月29日～1月3日
 設備等 ① 水道創設時（昭和7年）の建築物の外観を保存し、昭和61年に改修
 ② 会議室、桐生市の水道の歴史・施設等の資料展示コーナー
 ③ 車椅子用スロープを設置

Ⅳ．業 務 概 要

1. 業務実績状況(業務統計月報より)

項 目	単位	5年度	4年度	3年度	2年度	令和元年度
1. 行政区域内人口	人	102,328	103,976	105,656	107,601	109,490
2. 給水区域内人口	〃	102,181	103,808	105,478	107,409	109,272
3. 給 水 人 口	〃	102,097	103,728	105,394	107,310	109,164
4. 対計画給水人口普及率	%	57.3	58.2	59.2	60.2	61.3
5. 対行政区域内人口普及率	〃	99.8	99.8	99.8	99.7	99.7
6. 対給水区域内人口普及率	〃	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
7. 給 水 件 数	件	52,188	52,409	52,682	52,813	53,068
口径 13mm	〃	35,712	36,040	36,430	36,694	37,017
20mm	〃	14,995	14,876	14,750	14,593	14,530
25mm	〃	934	944	943	958	962
30mm	〃	183	181	188	188	186
40mm	〃	171	168	171	170	172
50mm	〃	156	162	161	168	161
75mm	〃	29	30	31	33	31
100mm	〃	7	7	7	8	8
150mm	〃	1	1	1	1	1
8. 給 水 栓 数	栓	49,858	50,047	50,253	50,389	50,659
9. 配 水 量	m ³	15,041,929	15,137,792	15,543,818	15,786,473	15,958,897
元宿浄水場	〃	9,614,745	9,460,124	9,626,342	9,871,989	9,991,724
梅田浄水場	〃	2,568,936	2,868,535	2,883,471	-	-
上菱浄水場	〃	-	-	118,141	2,980,845	2,938,060
新里地区	〃	2,554,588	2,529,032	2,574,535	2,566,728	2,610,085
受水量(県央第二)※新里地区の内数	〃	1,280,554	1,274,885	1,276,959	1,277,482	1,281,564
黒保根地区	〃	291,118	268,589	329,609	354,105	407,402
受水量(みどり市水道局)	〃	12,542	11,512	11,720	12,806	11,626
(受水量を除く配水量)	〃	(15,029,387)	(15,126,280)	(15,532,098)	(15,773,667)	(15,947,271)
10. 一日最大配水量	〃	(7/24) 44,551	(1/26) 52,338	(12/31) 47,302	(1/11) 47,229	(12/31) 48,490
11. 一人一日最大配水量	ℓ	(7/24) 432	(1/26) 502	(12/31) 446	(1/11) 438	(12/31) 442
12. 一日平均配水量	m ³	41,098	41,473	42,586	43,251	43,604
13. 一人一日平均配水量	ℓ	403	400	404	403	399
14. 使用電力量	kw	5,540,588	5,481,084	5,689,400	6,141,967	6,151,514
元宿浄水場	〃	2,377,303	2,355,018	2,420,914	2,467,948	2,455,742
梅田浄水場	〃	344,811	361,530	303,413	-	-
上菱浄水場	〃	-	-	17,028	453,444	425,256
新里地区	〃	563,769	535,903	547,758	569,563	573,731
黒保根地区	〃	63,613	66,339	71,436	72,705	79,190
加圧所等	〃	2,191,092	2,162,294	2,328,851	2,578,307	2,617,595
(加圧所を除く使用電力量)	〃	(3,349,496)	(3,318,790)	(3,360,549)	(3,563,660)	(3,533,919)
15. 配水量1m ³ 当り使用電力量	kw/m ³	0.368	0.362	0.366	0.389	0.385
元宿浄水場	〃	0.247	0.249	0.251	0.250	0.246
梅田浄水場	〃	0.134	0.126	0.105	-	-
上菱浄水場	〃	-	-	0.144	0.152	0.145
新里地区	〃	0.221	0.212	0.213	0.222	0.220
黒保根地区	〃	0.219	0.247	0.217	0.205	0.194
(加圧所を除く使用電力量)	〃	(0.223)	(0.219)	(0.216)	(0.226)	(0.222)
16. 有 収 水 量	m ³	11,859,989	12,016,816	12,323,859	12,724,278	12,720,755
口径 13mm	〃	6,265,093	6,404,266	6,648,484	6,911,904	6,839,122
20mm	〃	3,467,446	3,500,450	3,551,522	3,623,690	3,507,170
25mm	〃	508,640	502,860	511,236	542,862	566,300
30mm	〃	204,030	214,702	212,578	219,516	237,874
40mm	〃	380,276	379,298	374,256	365,436	400,344
50mm	〃	527,162	531,404	536,928	558,094	606,480
75mm	〃	346,912	341,348	338,984	331,224	348,298
100mm	〃	115,756	95,966	107,578	115,744	131,630
150mm	〃	24,076	24,902	19,426	33,904	61,926
私設消火栓	〃	0	0	0	0	0
損傷弁償水量	〃	60	1,322	236	90	176
分水量(みどり市水道局)	〃	20,538	20,298	22,631	21,814	21,435
17. 一日平均有収水量	〃	32,404	32,923	33,764	34,861	34,756
18. 一人一日平均有収水量	ℓ	317	317	320	325	318
19. 有 収 率	%	78.8	79.4	79.3	80.6	79.7
20. 無収水量(メーター不感水量は除く)	m ³	51,013	40,235	35,333	34,114	22,777
局事業用水量	〃	50,371	39,882	34,653	32,928	21,870
消防用水量	〃	642	353	680	1,186	907
21. 無効水量	〃	15,722	21,224	21,543	14,575	16,304
破裂事故による漏水量等	〃	4,934	4,838	9,291	377	6,704
漏水減免水量	〃	10,788	16,386	12,252	14,198	9,600

2. 口径別・管種別配水管延長

(単位:m)

管種 口径	鑄鉄管	石綿管	鋼管	ビニール管	ポリエチレン管	計
50mm	63.82	0	19,585.73	46,791.51	17,146.75	83,587.81
75mm	42,057.33	0	751.30	70,129.00	1,052.00	113,989.63
100mm	160,802.91	0	2,012.00	31,033.85	8,900.60	202,749.36
125mm	0	0	302.30	2,390.00	0	2,692.30
150mm	107,114.12	0	1,181.50	17,534.76	16.00	125,846.38
200mm	42,365.00	0	358.00	2,964.00	0	45,687.00
250mm	23,357.20	0	114.00	0	0	23,471.20
300mm	24,119.64	0	1,012.50	0	0	25,132.14
350mm	9,535.00	0	384.00	0	0	9,919.00
400mm	10,190.00	0	0	0	0	10,190.00
450mm	4,724.00	0	111.00	0	0	4,835.00
500mm	4,413.00	0	265.00	0	0	4,678.00
600mm	1,006.00	0	0	0	0	1,006.00
700mm	1,223.00	0	437.00	0	0	1,660.00
800mm	277.00	0	0	0	0	277.00
計	431,248.02	0.00	26,514.33	170,843.12	27,115.35	655,720.82

3. 月別配水量及び有収水量

区分 月別	配水量 (m³)			有収水量 (m³)			有収率 (%)		
	令和5年度 (A) (比率A/B)	4年度 (B)	3年度	5年度 (C) (比率C/D)	4年度 (D)	3年度	5年度	4年度	3年度
4	1,226,169 97.4	1,258,589	1,289,024	915,792 96.7	947,402	974,286	74.7	75.3	75.6
5	1,272,985 99.7	1,276,686	1,312,404	1,006,802 98.0	1,027,582	1,079,961	79.1	80.5	82.3
6	1,235,398 97.4	1,268,083	1,261,525	969,712 98.4	985,620	1,018,354	78.5	77.7	80.7
7	1,310,526 101.1	1,295,773	1,317,965	1,016,637 97.4	1,044,253	1,066,961	77.6	80.6	81.0
8	1,307,735 102.3	1,278,727	1,320,450	1,000,764 98.2	1,018,702	1,027,426	76.5	79.7	77.8
9	1,227,945 101.7	1,207,144	1,237,589	1,069,219 99.5	1,075,015	1,069,762	87.1	89.1	86.4
10	1,275,996 101.5	1,257,439	1,285,291	963,174 100.1	962,324	1,012,803	75.5	76.5	78.8
11	1,229,005 100.8	1,219,409	1,253,820	1,022,680 98.7	1,035,848	1,027,486	83.2	84.9	81.9
12	1,276,027 99.3	1,285,140	1,339,976	949,972 99.2	958,032	987,164	74.4	74.5	73.7
1	1,261,296 95.8	1,316,541	1,370,102	1,026,756 100.5	1,022,140	1,108,589	81.4	77.6	80.9
2	1,175,670 98.6	1,192,309	1,217,731	967,106 98.6	981,246	1,013,272	82.3	82.3	83.2
3	1,243,177 97.0	1,281,952	1,337,941	951,375 99.2	958,652	937,795	76.5	74.8	70.1
計	15,041,929	15,137,792	15,543,818	11,859,989	12,016,816	12,323,859	78.8	79.4	79.3

(参考) 施設別配水量

(単位:m³)

区分 月別	元宿浄水場	梅田浄水場	受水量 (みどり市)	新里地区 (地下水)	受水量 (県央第二)	黒保根地区	計
4	766,166	230,658	1,294	102,721	104,255	21,075	1,226,169
5	801,336	232,441	648	107,836	108,640	22,084	1,272,985
6	792,465	214,824	1,202	101,210	104,949	20,748	1,235,398
7	850,890	216,337	742	111,641	107,170	23,746	1,310,526
8	847,205	213,542	1,312	106,387	108,647	30,642	1,307,735
9	796,853	198,404	834	100,548	105,108	26,198	1,227,945
10	820,930	211,333	1,402	105,929	108,965	27,437	1,275,996
11	790,872	206,081	840	103,884	105,660	21,668	1,229,005
12	814,783	215,815	1,272	110,271	109,083	24,803	1,276,027
1	799,127	216,393	838	112,124	108,744	24,070	1,261,296
2	745,994	201,329	1,422	102,666	101,423	22,836	1,175,670
3	788,124	211,779	736	108,817	107,910	25,811	1,243,177
計	9,614,745	2,568,936	12,542	1,274,034	1,280,554	291,118	15,041,929

4. 配水量分析表

区 分			令和5年度	令和4年度	比較増減 (当年-前年) = (F)	前年対比 (F ÷ 前年) × 100
配 水 量 (A)			15, 041, 929 m ³	15, 137, 792 m ³	-95, 863 m ³	-0. 6 %
有 効 水 量	有 収 水 量	使 用 水 量	11, 839, 391 m ³	11, 995, 196 m ³	-155, 805 m ³	
		分 水 量	20, 538 m ³	20, 298 m ³	240 m ³	
		損傷弁償水量	60 m ³	1, 322 m ³	-1, 262 m ³	
		小 計 (B)	11, 859, 989 m ³	12, 016, 816 m ³	-156, 827 m ³	-1. 3 %
	無 収 水 量	メーター不感水量	474, 396 m ³	480, 618 m ³	-6, 222 m ³	
		局事業用水量	50, 371 m ³	39, 882 m ³	10, 489 m ³	
		消 防 用 水 量	642 m ³	353 m ³	289 m ³	
		その他（認定差水量）	－ m ³	16, 386 m ³	-16, 386 m ³	
		小 計 (C)	525, 409 m ³	537, 239 m ³	-11, 830 m ³	-2. 2 %
	計 (B) + (C) = (D)		12, 385, 398 m ³	12, 554, 055 m ³	-168, 657 m ³	-1. 3 %
無 効 水 量	その他（認定差水量）		10, 788 m ³	－ m ³	10, 788 m ³	
	漏 水 量		2, 134, 887 m ³	1, 880, 101 m ³	254, 786 m ³	
	不 明 水 量		510, 856 m ³	703, 636 m ³	-192, 780 m ³	
	計 (E)		2, 656, 531 m ³	2, 583, 737 m ³	72, 794 m ³	2. 8 %
有効無収水量と無効水量の計 (C) + (E)			3, 181, 940 m ³	3, 120, 976 m ³	60, 964 m ³	2. 0 %
有収水量率 (B) / (A) × 100			78. 8 %	79. 4 %	-0. 6 %	
有効水量率 (D) / (A) × 100			82. 3 %	82. 9 %	-0. 6 %	

5. 口径別・月別有収水量と料金

水量: m³

料金: 円 (消費税込)

月別	φ 1 3 mm			φ 2 0 mm			φ 2 5 mm		
	給水量	料金	1m ³ 当り 料金	給水量	料金	1m ³ 当り 料金	給水量	料金	1m ³ 当り 料金
4	489,386	70,521,022	144.10	286,452	54,394,585	189.89	44,228	8,285,099	187.33
5	536,814	76,389,436	142.30	283,344	53,061,264	187.27	36,278	7,014,742	193.36
6	513,106	73,488,660	143.22	296,494	55,724,980	187.95	45,082	8,388,391	186.07
7	532,182	75,643,765	142.14	282,522	53,016,534	187.65	36,496	7,054,086	193.28
8	515,598	73,737,391	143.01	297,166	55,847,526	187.93	47,488	8,718,056	183.58
9	561,144	79,388,412	141.48	290,560	54,059,125	186.05	42,080	7,846,964	186.48
10	511,152	73,387,724	143.57	295,980	55,751,168	188.36	46,712	8,612,693	184.38
11	536,708	76,450,403	142.44	283,364	53,222,356	187.82	39,404	7,468,407	189.53
12	503,148	72,226,615	143.55	292,774	55,381,148	189.16	48,078	8,808,110	183.20
1	548,264	77,897,915	142.08	290,112	54,094,911	186.46	38,372	7,301,997	190.29
2	515,922	73,953,248	143.34	302,614	56,626,768	187.13	48,562	8,870,329	182.66
3	501,669	72,194,549	143.91	266,064	50,969,818	191.57	35,860	6,970,276	194.37
計	6,265,093	895,279,140	142.90	3,467,446	652,150,183	188.08	508,640	95,339,150	187.44

月別	φ 3 0 mm			φ 4 0 mm			φ 5 0 mm		
	給水量	料金	1m ³ 当り 料金	給水量	料金	1m ³ 当り 料金	給水量	料金	1m ³ 当り 料金
4	11,044	2,075,768	187.95	27,324	4,905,933	179.55	39,988	7,103,020	177.63
5	22,874	3,813,142	166.70	30,998	5,368,744	173.20	40,886	7,233,381	176.92
6	11,086	2,072,905	186.98	30,864	5,391,864	174.70	48,138	8,301,251	172.45
7	22,182	3,719,554	167.68	30,998	5,366,452	173.12	47,318	8,195,629	173.20
8	11,688	2,160,372	184.84	30,594	5,366,260	175.40	53,374	9,160,173	171.62
9	25,368	4,159,376	163.96	34,796	5,913,296	169.94	44,420	7,667,579	172.62
10	11,428	2,131,073	186.48	30,800	5,380,936	174.71	43,044	7,543,900	175.26
11	24,010	3,977,610	165.66	34,006	5,803,261	170.65	43,746	7,549,804	172.58
12	10,762	2,044,829	190.00	30,834	5,403,234	175.24	43,680	7,609,201	174.20
1	21,932	3,696,038	168.52	35,120	5,958,703	169.67	40,980	7,159,555	174.71
2	10,966	2,078,156	189.51	29,714	5,240,652	176.37	40,890	7,220,334	176.58
3	20,690	3,521,908	170.22	34,228	5,835,278	170.48	40,698	7,111,295	174.73
計	204,030	35,450,731	173.75	380,276	65,934,613	173.39	527,162	91,855,122	174.24

月別	φ 7 5 mm			φ 1 0 0 mm			φ 1 5 0 mm		
	給水量	料金	1m ³ 当り 料金	給水量	料金	1m ³ 当り 料金	給水量	料金	1m ³ 当り 料金
4	12,032	2,255,562	187.46	5,338	984,900	184.51	0	0	0.00
5	41,826	6,560,498	156.85	9,584	1,657,792	172.97	868	297,346	342.56
6	16,870	3,026,396	179.40	7,060	1,285,062	182.02	1,012	229,420	226.70
7	44,960	7,022,574	156.20	15,964	2,827,728	177.13	606	260,746	430.27
8	21,258	3,663,234	172.32	9,926	2,004,353	201.93	13,672	2,086,066	152.58
9	43,822	6,839,346	156.07	16,894	2,758,728	163.30	6,610	1,231,372	186.29
10	19,090	3,336,461	174.78	4,968	933,212	187.84	0	0	0.00
11	44,230	6,896,345	155.92	13,156	2,236,636	170.01	758	281,980	372.01
12	15,940	2,897,196	181.76	4,756	903,596	189.99	0	0	0.00
1	36,382	5,799,977	159.42	11,746	1,959,827	166.85	224	207,380	925.80
2	13,698	2,584,359	188.67	4,710	897,169	190.48	0	0	0.00
3	36,804	5,859,173	159.20	11,654	1,946,974	167.06	326	221,630	679.85
計	346,912	56,741,121	163.56	115,756	20,395,977	176.20	24,076	4,815,940	200.03

水量: m³
 料金: 円 (消費税込)

月別	私設消火栓			小 計			修繕中の放水量		
	給 水 量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給 水 量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給 水 量	料 金	1m ³ 当り 料 金
4	0	0	0.00	915,792	150,525,889	164.37	0	0	0.00
5	0	0	0.00	1,003,472	161,396,345	160.84	0	0	0.00
6	0	0	0.00	969,712	157,908,929	162.84	0	0	0.00
7	0	0	0.00	1,013,228	163,107,068	160.98	0	0	0.00
8	0	0	0.00	1,000,764	162,743,431	162.62	0	0	0.00
9	0	0	0.00	1,065,694	169,864,198	159.39	0	0	0.00
10	0	0	0.00	963,174	157,077,167	163.08	0	0	0.00
11	0	0	0.00	1,019,382	163,886,802	160.77	0	0	0.00
12	0	0	0.00	949,972	155,273,929	163.45	0	0	0.00
1	0	0	0.00	1,023,132	164,076,303	160.37	0	0	0.00
2	0	0	0.00	967,076	157,471,015	162.83	30	4,851	161.70
3	0	0	0.00	947,993	154,630,901	163.11	30	4,851	161.70
計	0	0	0.00	11,839,391	1,917,961,977	162.00	60	9,702	161.70

月別	分 水 量			小 計			合 計		
	給 水 量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給 水 量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給 水 量	料 金	1m ³ 当り 料 金
4	0	0	0.00	0	0	0.00	915,792	150,525,889	164.37
5	3,330	533,772	160.29	3,330	533,772	160.29	1,006,802	161,930,117	160.84
6	0	0	0.00	0	0	0.00	969,712	157,908,929	162.84
7	3,409	546,435	160.29	3,409	546,435	160.29	1,016,637	163,653,503	160.98
8	0	0	0.00	0	0	0.00	1,000,764	162,743,431	162.62
9	3,525	565,029	160.29	3,525	565,029	160.29	1,069,219	170,429,227	159.40
10	0	0	0.00	0	0	0.00	963,174	157,077,167	163.08
11	3,298	528,643	160.29	3,298	528,643	160.29	1,022,680	164,415,445	160.77
12	0	0	0.00	0	0	0.00	949,972	155,273,929	163.45
1	3,624	580,898	160.29	3,624	580,898	160.29	1,026,756	164,657,201	160.37
2	0	0	0.00	30	4,851	161.70	967,106	157,475,866	162.83
3	3,352	537,298	160.29	3,382	542,149	160.30	951,375	155,173,050	163.10
計	20,538	3,292,075	160.29	20,598	3,301,777	160.30	11,859,989	1,921,263,754	162.00

6. 口径別件数・水量及び料金

(消費税込)

項目 口径	件数※ (件)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量比率 (%)	月 平 均		
					(件)	(m ³ /件)	(円/件)
13mm	213,292	6,265,093	895,279,140	52.92	17,774	29	4,197
20mm	89,834	3,467,446	652,150,183	29.29	7,486	39	7,260
25mm	5,622	508,640	95,339,150	4.30	469	90	16,958
30mm	1,088	204,030	35,450,731	1.72	91	188	32,583
40mm	1,025	380,276	65,934,613	3.21	85	371	64,326
50mm	978	527,162	91,855,122	4.45	82	539	93,921
75mm	174	346,912	56,741,121	2.93	15	1,994	326,098
100mm	56	115,756	20,395,977	0.98	5	2,067	364,214
150mm	9	24,076	4,815,940	0.20	1	2,675	535,104
計	312,078	11,839,391	1,917,961,977	-	26,007	38	6,146

(※2か月毎の延べ件数)

(私設消火栓・損傷弁償・分水を除く)

7. 水道料金取扱状況

(消費税込)

区分	件数(件)	金額(円)	割合(%)
口座振替	236,275	1,506,311,700	75.61
金融機関等窓口	9,760	105,309,327	3.12
コンビニエンスストア	66,308	307,251,299	21.22
(うち スマートフォン決済)	(3,218)	(24,846,363)	(1.03)
集金分(委託業者等)	162	648,927	0.05
計	312,505	1,919,521,253	-

8. 水道料金の収納状況

(消費税込)

年 度	令和5年度調定		令和5年度収入		令和5年度未収			備 考
	件数(件)	調定額 (A) (円)	件数(件)	収入額 (B) (円)	件数(件)	未収額※ (A) - (B) = (C) (円)	収納率 (B) / (A)	
過 年 度	令和5年度	312,258	1,917,961,977	281,446	1,737,668,876	30,812	180,293,101	90.60%
	令和4年度	31,350	183,457,064	30,778	180,897,067	572	2,559,997	98.60%
	令和3年度	542	2,175,418	112	475,382	430	1,700,036	21.85%
	令和2年度	461	2,375,503	62	192,740	399	2,182,763	8.11%
	令和元年度	456	1,531,711	37	79,782	419	1,451,929	5.21%
	平成30年度	413	1,187,520	25	65,140	388	1,122,380	5.49% 不納欠損 310件 768,815円
	平成29年度	90	456,992	14	29,270	76	427,722	6.40% 不納欠損 53件 119,991円
	平成28年度	19	44,970	0	0	19	44,970	0.00%
	平成27年度	28	166,540	0	0	28	166,540	0.00%
	平成26年度	32	207,672	0	0	32	207,672	0.00%
	平成25年度	26	165,721	0	0	26	165,721	0.00% 不納欠損 1件 3,743円
	平成24年度	22	112,904	1	2,394	21	110,510	2.12% 不納欠損 1件 3,512円
	平成23年度	26	157,663	0	0	26	157,663	0.00% 不納欠損 6件 22,921円
	平成22年度	37	146,935	12	67,546	25	79,389	45.97% 不納欠損 6件 22,690円
	平成21年度	22	111,722	5	34,964	17	76,758	31.30% 不納欠損 6件 29,158円
	平成20年度	13	72,715	3	8,092	10	64,623	11.13% 不納欠損 6件 48,447円
	平成19年度	12	202,427	0	0	12	202,427	0.00% 不納欠損 6件 47,986円
	平成18年度	12	209,853	0	0	12	209,853	0.00% 不納欠損 6件 38,629円
	平成17年度	12	187,689	0	0	12	187,689	0.00% 不納欠損 6件 32,735円
	平成16年度	1	143,484	0	0	1	143,484	0.00% 不納欠損 6件 20,130円
	平成15年度	2	25,302	0	0	2	25,302	-
	平成14年度	0	0	0	0	0	0	-
合併前新里分					0			-
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-
合 計	345,834	2,111,101,782	312,495	1,919,521,253	33,339	191,580,529	90.93%	令和5年度不納欠損 413件 1,158,757円

※ 令和5年度調定額のうち令和6年3月分調定分は、納期未到来のため未収額に含まれています。

9. 水道料金の改定(口径別に移行後)

口径別 実施年月		13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	私設消火栓
昭和５４年１０月	基本	円 250	円 670	円 1,080	円 1,680	円 3,333	円 4,930	円 12,320	円 20,940	円 45,850	1回10分間 1,500円
	従量	10㎥まで		65円/㎥		30㎥まで		80円/㎥			
		11～30㎥まで		80円/㎥		31㎥以上		90円/㎥			
昭和６０年４月	基本	円 440	円 1,180	円 1,920	円 2,960	円 5,880	円 8,710	円 21,770	円 37,020	円 81,430	1回10分間 以内 1,800円
	従量	10㎥まで		70円/㎥		11㎥以上		95円/㎥			
		11㎥以上		95円/㎥							
平成９年４月	基本	円 600	円 1,500	円 2,200	円 3,200	円 6,000	円 8,900	円 22,100	円 36,600	円 80,400	1回10分間 以内 1,800円
	従量	10㎥まで		60円/㎥		30㎥まで		115円/㎥			
		11～20㎥まで		115円/㎥		31㎥以上		127円/㎥			
		21㎥以上		127円/㎥							

10. 電力使用状況及び料金

区分 月	元宿浄水場		梅田浄水場		新 里		黒 保 根	
	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)
4	194,393	5,248,310	27,863	796,101	45,077	931,666	4,614	186,184
5	188,563	4,852,227	29,468	741,387	48,163	887,946	4,314	162,060
6	198,132	4,753,376	30,358	786,312	44,317	916,495	4,422	157,880
7	202,212	4,543,693	28,030	696,979	48,900	1,047,185	4,130	148,805
8	215,878	4,547,953	33,287	797,005	48,312	1,002,318	4,933	162,835
9	212,750	4,445,572	34,259	744,147	45,573	907,866	4,982	153,765
10	191,621	4,270,649	28,955	695,387	47,323	1,027,705	6,068	181,585
11	195,962	4,374,277	26,965	639,922	43,989	933,367	5,104	168,372
12	192,902	4,310,268	26,395	626,200	45,374	949,015	4,617	158,419
1	200,148	4,445,393	28,195	663,601	52,296	1,072,233	5,061	168,316
2	198,808	4,493,538	27,743	661,093	46,310	970,631	4,866	164,965
3	185,107	4,226,150	24,914	607,222	47,412	1,003,476	4,537	158,692
計	2,376,476	54,511,406	346,432	8,455,356	563,046	11,649,903	57,648	1,971,878

区分 月	小 計		加圧所、配水場等		合 計	
	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)
4	271,947	7,162,261	183,848	4,474,561	455,795	11,636,822
5	270,508	6,643,620	180,820	4,387,400	451,328	11,031,020
6	277,229	6,614,063	183,312	4,331,897	460,541	10,945,960
7	283,272	6,436,662	185,061	4,215,678	468,333	10,652,340
8	302,410	6,510,111	194,520	4,325,648	496,930	10,835,759
9	297,564	6,251,350	193,640	4,157,888	491,204	10,409,238
10	273,967	6,175,326	182,248	4,135,293	456,215	10,310,619
11	272,020	6,115,938	184,266	4,072,955	456,286	10,188,893
12	269,288	6,043,902	175,280	3,870,956	444,568	9,914,858
1	285,700	6,349,543	186,320	3,619,201	472,020	9,968,744
2	277,727	6,290,227	181,851	4,055,018	459,578	10,345,245
3	261,970	5,995,540	168,607	3,808,838	430,577	9,804,378
計	3,343,602	76,588,543	2,199,773	49,455,333	5,543,375	126,043,876

(参考)施設別1㎡あたりの電力使用量及び料金

施 設 名	年間総配水量 (㎡)	1㎡あたりの使用 量(kWh)	1㎡あたりの料金 (円)	電力量1kWh あたりの料金(円)
元宿浄水場	9,614,745	0.247	5.67	22.9
梅田浄水場	2,568,936	0.135	3.29	24.4
新 里 水 道	2,554,588	0.220	4.56	20.7
黒保根水道	291,118	0.198	6.77	34.2
計	15,029,387	0.223	5.10	22.9

11. 薬品使用状況

区分 月	ポリ塩化アルミニウム (PAC) (kg)				苛性ソーダ(kg)			次亜塩素酸ナトリウム(kg)					活性炭(kg)		
	元宿浄水場	梅田浄水場	黒保根水道	計	元宿浄水場	梅田浄水場	計	元宿浄水場	梅田浄水場	新里水道	黒保根水道	計	元宿浄水場	梅田浄水場	計
4	15,238	4,452	77	19,767	0	0	0	10,182	4,304	424	199	15,109	0	1,139	1,139
5	17,020	4,296	107	21,423	0	21	21	11,832	4,298	440	168	16,738	0	499	499
6	16,242	3,668	95	20,005	68	592	660	12,159	3,477	396	323	16,355	0	0	0
7	16,039	3,600	117	19,756	0	0	0	13,349	3,855	495	339	18,038	0	0	0
8	17,598	3,515	150	21,263	0	328	328	15,356	4,425	486	481	20,748	0	0	0
9	17,675	3,282	111	21,068	96	892	988	14,575	3,761	493	372	19,201	0	0	0
10	14,588	3,474	136	18,198	0	251	251	11,408	3,888	517	409	16,222	0	0	0
11	13,660	3,244	132	17,036	0	19	19	9,662	3,220	459	296	13,637	0	0	0
12	14,688	3,276	140	18,104	0	3	3	8,401	3,140	475	229	12,245	0	0	0
1	14,037	3,084	136	17,257	0	6	6	7,739	3,824	447	260	12,270	0	0	0
2	13,308	2,899	108	16,315	0	43	43	7,917	3,230	363	206	11,716	0	0	0
3	14,564	2,998	106	17,668	54	3	57	8,542	2,978	440	274	12,234	0	0	0
計	184,657	41,788	1,415	227,860	218	2,158	2,376	131,122	44,400	5,435	3,556	184,513	0	1,638	1,638

12. 量水器設置数及び取替状況

(1) 量水器設置数

(単位:件)

口径 年度	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
5	42,063	16,353	1,063	212	203	198	34	20	2	60,148
4	42,114	16,237	1,066	208	202	200	34	20	2	60,083
3	42,142	16,009	1,065	206	201	202	34	20	2	59,881
2	42,238	16,018	1,068	207	201	201	34	22	2	59,991

(2) 量水器取替状況

(単位:件)

区 分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
検 満	6,217	1,851	105	13	28	23	7	6	0	8,250
故 障	4	5	0	0	0	0	0	0	0	9
破 損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍 結	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	6,223	1,856	105	13	28	23	7	6	0	8,261

(3) 量水器返納状況

(単位:件)

区 分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
取 替	6	5	0	0	0	0	0	0	0	11
閉 栓	127	12	6	0	2	1	0	0	0	148
改 造	19	7	1	0	1	3	0	0	0	31
計	152	24	7	0	3	4	0	0	0	190

1 3. 給水申込・使用中止及び変更等の件数

(単位：件)

月	給水申込		中止	変更 使用者	消防 使用	メーター	
	新設	開栓				取付	撤去
4	22	550	448	174	1	28	17
5	34	366	403	120	0	44	16
6	16	365	370	114	1	27	7
7	33	369	322	84	9	47	14
8	145	350	395	104	5	157	24
9	11	339	353	240	0	25	17
10	8	367	371	96	0	22	8
11	14	310	344	64	5	24	21
12	24	320	353	130	3	42	28
1	7	320	346	108	5	17	8
2	7	337	374	100	2	13	7
3	30	647	675	74	2	41	12
計	351	4,640	4,754	1,408	33	487	179

1 4. 給水装置工事及び修繕工事

(1) 給水装置工事

(単位：件)

月	新設	改造	連合線	撤去	計
4	40	44	4	10	98
5	25	46	0	0	71
6	27	32	1	0	60
7	27	29	3	0	59
8	144	38	3	0	185
9	12	33	1	2	48
10	4	25	0	1	30
11	24	26	2	0	52
12	11	39	0	0	50
1	13	23	2	0	38
2	6	22	3	0	31
3	18	23	3	0	44
計	351	380	22	13	766

(2) 修繕工事

(単位：件)

工 種	件数
配水管漏水修繕	7
給水管漏水修繕（道路内）	218
給水管漏水修繕（宅地内）	303
消火栓関連修繕	14
制水弁関連修繕	9
計	551

1 5. 口径別加入件数及び加入金

口 径 (mm)	件 数	単 価 (円)	金 額 (円)
φ 13	74	33,000	2,442,000
φ 20	264	82,500	21,780,000
φ 25	2	126,500	253,000
φ 30	2	187,000	374,000
φ 40	0	335,500	0
φ 50	0	517,000	0
φ 75	0	1,177,000	0
φ 100	0	2,090,000	0
φ 13×1個→φ 20	46	49,500	2,277,000
φ 13×2個→φ 20	9	16,500	148,500
φ 13×2個→φ 25	1	60,500	60,500
φ 13→φ 30	1	154,000	154,000
φ 20→φ 25	1	44,000	44,000
φ 20→φ 30	2	104,500	209,000
合 計	402件		27,742,000

1 6. 漏水調査実績

(1) 漏水調査結果

区 分	年 度	R5	R4	R3	R2	R1	備 考
調 査 延 長	(k m)	458.71	444.61	518.0	514.0	417.0	
漏 水 発 見 件 数	(件)	197	194	178	142	121	
	公道上	91	75	78	75	89	
	宅地内	106	119	100	67	32	メータ継手類含む
推 定 防 止 量	(m ³ /h)	76.69	124.57	119.75	64.19	52.71	
	(m ³ /日)	1,840.63	2,989.56	2,874.0	1,540.5	1,265.0	
漏 水 発 生 率	(件/k m)	0.43	0.44	0.34	0.28	0.29	
推 定 防 止 量 (時間1k m 当たり)	((m ³ /h)/km)	0.167	0.280	0.231	0.125	0.126	

(2) 漏水発見箇所内訳

区 分	配水管	制水弁	消火栓	空気弁	計	合計
配 水 管 関 係 (件)	1	0	0	0	1	197
区 分	給水管	分水栓	止水栓	メータ継手類	計	
給 水 管 関 係 (件)	122	3	52	19	196	

17. 桐生市水道局指定給水装置工事事業者名簿

指定番号	事業者名	代表者	指定(更新) 年月日	事業所の所在地	電話番号
新 6	星野土木(株)	星野 重雄	R2.9.30	桐生市新里町新川6	0277-74-0701
新 9	倉沢管工	倉沢 嘉市郎	R2.9.30	桐生市新里町板橋646	0277-74-1177
新 13	(株)清水建設	天田 泰隆	R2.9.30	桐生市新里町武井565-3	0277-74-1051
新 27	(有)シカダ設備	高橋 圭司	R2.9.30	みどり市笠懸町鹿3318-3	0277-76-4152
新 29	鶴岡設備	鶴岡 多加史	R2.9.30	桐生市新里町板橋367-1	0277-74-8483
新 32	ツルガヤサービス	鶴谷 正人	R2.9.30	桐生市新里町大久保304-1	0277-74-3219
新 33	橋本設備	橋本 恵司	R3.9.30	桐生市新里町山上491-2	0277-74-8501
新 36	(有)山本水道工業	山本 和昭	R3.9.30	太田市大原町1522番地1	0277-78-5131
新 38	三山設備	中谷 克己	R3.9.30	前橋市粕川町込皆戸37-2	027-285-4299
新 43	江原設備	江原 清	R3.9.30	桐生市新里町野289-1	0277-74-3806
新 62	周東設備	周東 龍夫	R3.9.30	前橋市粕川町月田1280-2	027-285-2496
新 63	荒木設備	荒木 一夫	R3.9.30	太田市新田木崎町765	0276-56-5582
新 65	関口設備工業	関口 務	R3.9.30	伊勢崎市境下淵名2835-1	0270-76-3801
新 66	大川建設(株)	大川 弘志	R3.9.30	桐生市新里町小林47	0277-74-8231
新 67	(有)三栄設備	金井 健	R3.9.30	前橋市天川大島町322	027-224-4897
新 70	(有)高草木設備	高草木 豊	R3.9.30	みどり市大間々町大間々467-11	0277-72-3217
新 76	須藤商事(株)	須藤 光男	R3.9.30	前橋市泉沢町1138-7	027-268-1307
新 77	野中設備(株)	猪熊 一仁	R3.9.30	前橋市上泉町1267番地の3	027-269-8564
新 79	(有)松原電化設備	松原 功男	R3.9.30	伊勢崎市国定町一丁目1240番地16	0270-62-1534
新 88	塚本建設(株)	塚本 隆福	R3.9.30	桐生市新里町新川298-1	0277-74-0987
新 95	中部綜合開発(株)	渡辺 幸男	R3.9.30	桐生市新里町新川147	0277-74-1398
新 107	齊藤設備	齊藤 秀樹	R4.9.30	桐生市境野町7丁目1821-10	0277-46-3003
新 115	(有)矢島設備	矢島 岳次	R4.9.30	伊勢崎市本関町1183番地2	0270-24-5840
新 120	天沼設備	天沼 俊一	R4.9.30	桐生市新里町山上296-3	0277-74-0216
黒 4	館野燃料(株)	館野 忠義	R2.9.30	邑楽郡大泉町城之内2-12-18	0276-62-3939
1	星野管工(株)	星野 尚香	R2.9.30	桐生市広沢町5-1449	0277-54-4005
2	桐生水道(株)	秋山 義則	R2.9.30	桐生市錦町1-5-8	0277-44-4720
9	大高工業所	大高 正巳	R2.9.30	桐生市境野町6-1643-9	0277-44-5198
10	須田設備(株)	須田 一三	R2.9.30	桐生市境野町7-1813-25	0277-45-0884
11	(有)タナベ工業所	田辺 珠枝	R2.9.30	桐生市末広町1-6	0277-22-2751
12	(有)青葉設備	亀田 剛	R2.9.30	桐生市堤町3-7-27	0277-22-7087
13	大澤工業所	大澤 好孝	R2.9.30	桐生市東5-4-28	0277-45-1067
15	(有)阿部水道	阿部 勝一郎	R2.9.30	桐生市相生町5-444-2	0277-54-9036
17	(有)マルキン	金子 均	R2.9.30	桐生市錦町2-13-23	0277-44-6622
18	杉戸水道	杉戸 博	R2.9.30	桐生市宮本町4-9-40	0277-22-7041
21	新井住宅設備(株)	新井 彰	R2.9.30	桐生市相生町1-621-17	0277-53-1185
23	(株)キンケン	金子 光宏	R2.9.30	桐生市相生町2-588-59	0277-52-8111
25	(株)エクセル	金子 一男	R2.9.30	桐生市川内町3-349-1	0277-65-5736
29	ウツミ工業(株)	内海 とも子	R2.9.30	桐生市相生町3-199-11	0277-52-2930
31	(有)図子田設備	図子田 栄	R2.9.30	桐生市広沢町1-2890-6	0277-53-1216
33	(株)三峰設備	田村 大介	R2.9.30	桐生市川内町3-386-1	0277-65-5505
34	(株)大下総合	湯浅 桂子	R2.9.30	桐生市相生町1-317-9	0277-52-5481
36	下山設備	下山 行男	R2.9.30	桐生市三吉町1-2-41	0277-44-5941
38	(株)タタートータルシステム	高田 聡	R2.9.30	桐生市広沢町6-271-1	0277-52-8198
39	(有)堤設備	蛭間 秀吉	R3.9.30	桐生市堤町二丁目10番9号	0277-22-8203
40	(有)大栄設備	園田 尚貴	R2.9.30	桐生市堤町3-7-47	0277-32-5593
41	(有)松井設備	松井 信夫	R2.9.30	桐生市琴平町7-29	0277-22-2128
42	マルヤ設備工業(株)	丸谷 正	R2.9.30	桐生市菱町4-2358-8	0277-43-7772
44	(有)スガサワ設備	菅澤 英雄	R2.9.30	桐生市川内町5-847	0277-65-8584
46	両毛設備工事(株)	摂津 伸一	R2.9.30	桐生市相生町1-632-26	0277-52-5175
51	イガワ工業(株)	井川 義明	R2.9.30	桐生市相生町5-537-5	0277-52-3571
52	雁部設備工業(株)	雁部 守	R2.9.30	みどり市笠懸町鹿4072-5	0277-30-8012

54	金子設備工業	金子 敏	R2.9.30	太田市藪塚町2411-5	0277-78-4512
56	(有)石原設備	石原 達也	R2.9.30	太田市丸山町38	0276-37-1829
59	(株)神寛	神谷 晋太郎	R2.9.30	館林市松原2-6-26	0276-74-2722
61	(株)ビルカン	川岸 正人	R2.9.30	桐生市川内町3-150-3	0277-65-9964
71	(株)トーカイ	田中 光浩	R3.9.30	太田市下浜田町117	0276-46-5821
74	(有)橋本設備工事	橋本 昭雄	R3.9.30	邑楽郡邑楽町大字赤堀3706番地	0276-88-4060
77	(株)上州	赤石 恵一	R3.9.30	みどり市笠懸町鹿4481番地2	0277-76-2353
78	(有)共設	橋本 秀一	R3.9.30	桐生市相生町5丁目272番地の4	0277-54-5472
82	関口農機水道	関口 泰典	R3.9.30	伊勢崎市東町2279番地5	0270-62-0718
86	(株)野村建設工業	野村 篤	R3.9.30	桐生市広沢町一丁目2538番地1	0277-52-8282
88	(株)シモダ設備工業	下田 雅史	R3.9.30	前橋市天川大島町三丁目57番地13	027-261-0578
89	(有)砂川設備	砂川 裕志	R3.9.30	邑楽郡邑楽町大字石打84	0276-56-9009
91	(株)北村土木	清水 麻美	R3.9.30	桐生市相生町二丁目85-2	0277-54-8891
92	新里設備工業(株)	篠原 敏	R3.9.30	桐生市新里町鶴ヶ谷53番地	0277-74-0360
93	福田設備	福田 茂	R3.9.30	太田市藪塚町729-1	0277-78-2187
94	清水水道	清水 隆行	R3.9.30	みどり市笠懸町鹿2931	0277-76-2017
95	(株)エム・エス・ケー	稲葉 敬祐	R3.9.30	伊勢崎市日乃出町703番地5	0270-30-3456
102	(株)三陽住建	竹内 千枝子	R3.9.30	桐生市広沢町4丁目1976番地50	0277-52-7655
107	山川設備	山川 晃	R3.9.30	桐生市相生町三丁目204番地の4	0277-54-8668
108	小保方アクアプランニング	小保方 正人	R3.9.30	みどり市大間々町大間々151-2	0277-73-5087
109	藤沼工務店	藤沼 富夫	R3.9.30	桐生市新里町関436	0277-74-1320
114	山下設備	山下 吉人	R3.9.30	太田市末広町518-11	0276-38-4567
119	(株)イシイ設備	石井 勉	R3.9.30	桐生市川内町1丁目255-8	0277-65-6823
121	(株)峯岸建工	峯岸 久雄	R3.9.30	桐生市梅田町1丁目260番地の1	0277-32-1073
123	(有)内外設備工業	島田 和仁	R3.9.30	伊勢崎市茂呂町2-2848-1	0270-24-4866
124	吉田設備工業	吉田 和義	R3.9.30	桐生市新里町新川198-3	0277-70-2355
129	(有)松井電管	松井 正嘉	R4.9.30	みどり市笠懸町西鹿田223番地1	0277-76-7682
131	(有)浜野管工設備	濱野 浩志	R4.9.30	館林市北成島町1815-11	0276-74-3231
138	オール機工建築事務所	松島 寛夫	R4.9.30	桐生市川内町1-493-1	0277-65-7685
139	栗原設備	栗原 明彦	R4.9.30	太田市武蔵島町399-1	0276-52-2673
140	和田設備工事(株)	和田 博	R4.9.30	太田市藪塚町2008番地	0277-78-6778
141	(有)うえの設備	上野 哲司	R4.9.30	太田市内ヶ島町428番地1	0276-45-4705
144	(株)ホクト工業	北爪 献悟	R4.9.30	前橋市駒形町939番地1	027-266-1560
148	(有)金子設備	金子 敏行	R4.9.30	みどり市大間々町浅原1677番地	0277-73-2032
153	セイコウ	星野 浩	R4.9.30	桐生市川内町3丁目718-2	0277-65-5377
155	(株)ダイキョー	吉澤 和男	R4.9.30	前橋市上泉町667番地3	027-260-6555
156	丹羽設備	丹羽 功	R4.9.30	桐生市広沢町三丁目3531番地	0277-54-5751
159	三和運業(有)	鎗木 敏男	R4.9.30	みどり市大間々町大間々35番地7	0277-73-6060
160	赤城興産(株)	山同 輝和	R4.9.30	みどり市大間々町大間々1558番地1	0277-72-3231
161	元盛建設工業(株)	齋藤 千江	R4.9.30	太田市藪塚町673番地	0277-78-4824
162	(株)尾島町清掃社	栗原 征五	R4.9.30	太田市世良田町1144番地の2	0276-52-0106
166	群馬利水(株)	杉戸 伸之	R4.9.30	桐生市宮本町四丁目8番12号	0277-22-5372
173	(有)イソヤマ設備	磯山 隆男	R4.9.30	太田市藪塚町1659番地3	0277-78-3431
174	(有)丸新設備工業	井上 尚治	R4.9.30	伊勢崎市宮子町1408番地の1	0270-25-0554
176	春山設備工業(株)	石井 洋平	R4.9.30	太田市新島町779番地の2	0276-45-9081
178	東栄電工(株)	関口 朋克	R4.9.30	高崎市飯塚町1447番地	027-362-5836
181	関東日精(株)	田端 直幸	R4.9.30	埼玉県児玉郡神川町大字原新田1097番地1	0495-77-3850
183	(有)女塚電気商会	前 竜浩	R4.9.30	伊勢崎市境女塚225番地の1	0270-74-0216
184	鈴木産業(株)	鈴木 利男	R4.9.30	栃木県足利市助戸一丁目593番地	0284-42-6111
185	高崎施設工業(株)	関口 智正	R5.9.30	高崎市江木町82番地	027-322-2198
186	(有)アクア	久保 淳	R5.9.30	埼玉県本庄市小島二丁目13番15号	0495-23-2433
190	(株)清水工業所	清水 淳	R5.9.30	高崎市下室田町1285番地2	027-374-1560
191	(株)クラシアン	今田 健治	R5.9.30	横浜市港北区新横浜三丁目1番地9	0120-500-500(情報公開用)
193	(株)グミサワ設備工業	楯澤 真理子	R5.9.30	桐生市広沢町2-3087-18	0277-55-1575
194	NTY設備	堤 康弘	R5.9.30	桐生市新里町新川3612-11	0277-74-6623
196	川岸工業(株)	川岸 秀利	R5.9.30	伊勢崎市境三ツ木221-12	0270-70-2470
199	工藤建設工業(株)	工藤 直實	R5.9.30	太田市大久保町125-110	0277-78-4664
201	蒼天創業(株)	福地 稔	R5.9.30	太田市東長岡町1264番地1	0276-25-6210

202	(株)宝泉工業	澁澤 稔夫	R5.9.30	太田市藤久良町49-4	0276-31-7314
203	(株)貝沢設備工業	田中 良明	R5.9.30	高崎市井野町1141番地1 Felicity・F	027-362-3723
206	(株)アイダ設計	會田 貞光	R5.9.30	さいたま市大宮区桜木町2丁目286	048-726-8613
209	(株)トープパイプ	齊藤 利樹	R5.9.30	みどり市大間々町高津戸573番地2	0277-46-7177
213	堤建設(株)	堤 博道	R5.9.30	前橋市馬場町249番地	027-283-4640
214	(株)江原工業	江原 明	R5.9.30	太田市安良岡町150番地	0276-25-0566
216	浅海設備(株)	浅海 昇	R5.9.30	桐生市相生町2丁目303番地72	0277-54-0806
217	マサキ設備	横倉 雅樹	R5.9.30	桐生市広沢町4丁目2041-1	0277-52-3142
219	(有)内川水道設備	内川 将伯	R5.9.30	高崎市本郷町2035番地	027-344-5490
221	三洋建設(株)	深沢 維泉	R5.9.30	桐生市相生町三丁目504番地16	0277-52-4858
223	(株)齋藤設備	齋藤 良夫	R5.9.30	足利市利保町一丁目37番地6	0284-41-8390
224	荻原設備(株)	角田 雅仁	R5.9.30	高崎市石原町1216番地	027-322-2281
225	(株)後藤設備	後藤 絹代	R5.9.30	伊勢崎市緑町17番21号	0270-50-7581
227	(株)サクライデンキ	櫻井 秀行	R5.9.30	桐生市稲荷町1-8	0277-44-4421
229	飯塚設備工業(株)	飯塚 雅彦	R5.9.30	佐野市戸室町1113	0283-62-5627
232	(有)石澤設備工業	石澤 和巳	R5.9.30	前橋市富士見町小沢168番地2	027-288-4793
233	丸山設備	丸山 昌也	R5.9.30	太田市新田上江田町400-1	0276-56-1172
236	大川水道工業所	大川 純司	R5.9.30	桐生市浜松町1-1-8	0277-44-6335
238	石井管工設備	石井 寛	R5.9.30	みどり市笠懸町阿左美2683-6	0277-76-4034
239	内田ポンプ店	内田 敏夫	R5.9.30	邑楽郡大泉町仙石2丁目3-1	0276-62-2810
240	(有)太田設備	太田 克己	R5.9.30	太田市新野町935番地の2	0276-31-5399
241	富士産業(株)	作村 直人	R5.9.30	東京都葛飾区金町五丁目26番10号	0270-40-6955
242	(株)イースマイル	島村 禮孝	R5.9.30	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3イースマイルビル	06-7739-2525
243	(株)大澤エンジニアリング	大澤 宗幸	R5.9.30	桐生市新里町武井629-85	0277-74-1620
244	チシマ住設	千嶋 義浩	R5.9.30	桐生市境野町二丁目1455-7	0277-43-5160
245	高峰水道工業所	高峯 一憲	R5.9.30	桐生市美原町4-7	0277-44-7081
246	(有)新成建設	松島 進	R5.9.30	本庄市下野堂651番7	0495-24-3574
248	(株)松崎建築	松崎 正裕	H25.4.17	伊勢崎市西久保町三丁目1136-1	0270-61-9800
249	鈴木風呂店	鈴木 勉	H25.5.1	桐生市堤町二丁目3-14	0277-22-0742
250	相澤工業(株)	相澤 真吾	H25.7.2	高崎市三ツ寺町1175	027-373-0062
251	(株)狩野設備	狩野 和彦	H25.9.18	前橋市西善町429	027-266-7459
252	吉田設備	吉田 祐司	H25.11.22	甘楽郡甘楽町大字白倉2323	0274-74-3478
253	アキヤマプランニング	秋山 誠	H26.5.26	桐生市広沢町5-1407-16	090-3081-8256
255	(株)レイチェル	田口 尚	H26.7.14	桐生市宮本町3-5-7	0277-46-8369
256	トシ設備	船戸 敏雄	H26.7.14	みどり市笠懸町鹿4176-4	0277-76-5535
257	藤岡管設(株)	設楽 岩夫	H26.7.15	藤岡市中栗須322-7	0274-22-4050
259	村岡住設	村岡 正幸	H26.11.7	桐生市相生町2-80-11	0277-46-6034
260	メイセイ設備(株)	清水 明成	H26.12.9	桐生市広沢町4-2108-7	0277-55-0033
261	木村設備	木村 清	H26.12.9	みどり市大間々町大間々1847-10	090-1125-6566
262	藤田水道	定方 良成	H26.12.22	太田市古戸町1064-11	0276-38-3679
263	高野設備(株)	高野 敏志	H27.1.9	みどり市笠懸町阿左美2154-2	0277-77-1121
264	深澤総合設備	深澤 貴世志	H27.1.9	桐生市相生町5-669-17	0277-54-7477
265	(有)藤光電機	藤生 一男	H27.2.13	みどり市笠懸町阿左美2467-1	0277-76-2291
266	(有)小林電器商会	小林 利幸	H27.2.19	桐生市天神町3-6-12	0277-22-6203
267	(株)上州 桐生支店	赤石 恵一	H27.3.6	桐生市相生町3-350-7	0277-52-3000
269	(株)MSフィールド	増田 秀浩	H27.8.11	さいたま市西区指扇領別所366-7	048-621-3535
270	ヤマザキ設備	山崎 君明	H27.9.18	みどり市大間々町桐原290-2	0277-73-5586
271	小倉設備	小倉 秀明	H27.10.7	みどり市大間々町塩沢256-5	0277-73-2075
273	(株)シー・アール・エス	吉田 数也	H27.12.25	足利市葉鹿町147-2	0284-62-5551
274	(有)高瀬工業	高瀬 実	H28.4.7	利根郡昭和村川額1013	0278-24-6232
275	(株)スナガ	須永 聡介	H28.4.19	みどり市大間々町大間々1757-4	0277-73-2711
276	堤工業(株)	堤 一夫	H28.5.13	みどり市笠懸町西鹿田1321-2	0277-76-4847
277	林設備	林 美保	H28.5.30	前橋市粕川町込皆戸75-7	027-285-4070
278	(株)セキダイ	関口 茂樹	H28.7.12	桐生市稲荷町3-41	0277-47-6411
279	(株)桐設	吉原 達也	H28.7.25	桐生市宮本町1-7-12	0277-43-7874
280	(株)アクアライン	大垣内 剛	H28.8.12	広島県広島市中区上八丁堀8-8	082-502-6644
281	(株)Achieam	今泉 攻一	H29.2.27	桐生市相生町5-2086-3	0277-46-7310
283	ケアラライフ(株)	神生 哲男	H29.9.11	桐生市菱町2-1802-1	0277-43-1330

284	小林興業(株)	小林 英彰	H29.9.21	太田市緑町1965	0276-37-6068
285	(有)内田設備工業	内田 靖彦	H29.9.29	前橋市下細井町824-1	027-233-2739
286	(株)田中設備	田中 直樹	H29.10.23	桐生市相生町5-344-1	0277-46-9671
287	遠坂建設	遠坂 直久	H29.11.8	みどり市笠懸町鹿2575-4	0277-76-3361
288	浅香設備サービス(有)	浅香 實	H29.12.1	足利市新宿町778-3	0284-73-2203
289	プラスK設備	木暮 和行	H29.12.11	太田市大原町1889-11	0277-47-6370
290	星野設備	星野 義行	H30.1.31	みどり市大間々町桐原968-2	0277-32-3516
291	(株)福富	赤石 富男	H30.2.9	前橋市粕川町上東田面261-5	027-285-6771
292	(株)大垣設備	大垣 和久	H30.2.9	栃木県佐野市岩崎町765-1	0283-61-0225
293	(株)PEAKS	峰川 潤	H30.2.15	前橋市総社町3-7-13	027-288-0090
294	(株)坂井住設	坂井 真二	H30.3.30	埼玉県児玉郡美里町大字白石1452-16	0495-76-4833
295	(株)セイワ	石原 秀人	H30.6.12	邑楽郡板倉町大字岩田792	090-2176-7647
297	(株)交換できるくん	栗原 将	H30.9.11	東京都渋谷区東1-26-20東京建物東渋谷ビル12F	03-6427-5381
298	hangover	黒石 大介	H30.12.21	前橋市下細井町323-9	0272-89-0677
299	(株)シンエイ	木原 朗広	H31.4.23	大阪府大阪市中央区谷町2-4-3アイエスビル9F	06-6944-7797
300	(株)鈴木設備工業	鈴木 勇治	R1.11.13	伊勢崎市田部井町2-1268-3	0270-75-4921
301	大和商工(株)	有賀 一師	R2.1.20	高崎市西島町55-3	027-387-0707
302	ミヤシロ設備(株)	宮代 実	R2.3.3	太田市新田市野井町660-6	0276-57-5230
303	アスプレ(株)	山崎 直人	R2.4.2	前橋市野中町95-2	027-289-4170
304	(株)高橋設備	高橋 誠	R2.6.12	みどり市笠懸町西鹿田84	0277-76-0998
305	森設備株式会社	森 弘光	R2.9.17	行田市長野五丁目16番地1	048-556-2300
306	株式会社エヌ・エス・シー	瀬川 良太	R2.10.21	東京都新宿区西新宿2丁目6-1 新宿住友ビル19階	0276-60-1511
307	(有)サービスショップコア	神生 哲男	R2.11.5	桐生市菱町2-1788-3	0277-43-1296
308	藤管工株式会社	藤生 浩貴	R3.2.17	栃木県足利市緑町二丁目8番2号	0284-20-1811
309	森水道	森 武志	R3.2.25	みどり市笠懸町阿左美3711番地1	090-4727-9685
310	株式会社テクノシンワ	栗原 千浩	R3.9.2	太田市東矢島町1394番地3	0276-45-3976
311	株式会社リペアメイキング	小林 悟	R3.10.7	高崎市中居町4-22-9	027-393-6010
312	令和水木	香取 正彦	R3.11.2	桐生市川内町1丁目99	080-7228-1310
313	有限会社ナカザワ設備	中澤 雅一	R3.11.4	伊勢崎市波志江町1542番地1	0270-25-2139
314	くしぶち設備	櫛渕 強志	R3.11.24	利根郡みなかみ町下牧344-1	0278-25-3042
315	北関東総合設備工業	李 明淑	R4.6.1	みどり市大間々町高津戸1033	0277-47-6320
316	(株)ライフエナジー	鈴木 裕一	R4.6.15	東京都千代田区平河町1-6-15 USビル8F	0120-033-003
317	(株)神保水道設備	神保 弘昭	R4.6.23	高崎市下里見町1703番地1	027-343-3915
318	株式会社オサダ設備	長田 和英	R4.10.12	みどり市笠懸町鹿114番地43	0277-76-1621
319	ナカムラ設備	中村 弘之	R4.11.17	みどり市大間々町大間々701-3	090-3243-3478
320	株式会社日建	桐生 智広	R5.1.17	伊勢崎市宮子町2828番地	0270-61-6668
321	中谷設備工事	中谷 和久	R4.11.18	みどり市大間々町大間々489-10	0277-72-2701
322	(有)須田設備工業	須田 道子	R4.3.18	伊勢崎市田部井町一丁目930番地1	0270-62-2349
323	となりの設備	野村 哲也	R5.5.15	桐生市相生町1丁目559-4	080-4376-0080
324	(株)ハウ斯拉ボ	丸山 英利	R5.6.9	大阪府大阪市浪速区大国2丁目1-6	06-6648-9898
325	(株)ホット・ライフ	樋田 哲也	R5.7.10	高崎市正観寺632番地10	027-362-5023
326	(株)たべい	田部井 透	R5.8.25	埼玉県深谷市萱場759-3	048-571-0466
327	(株)エムテック	前田 裕介	R5.12.5	太田市東金井町47番地2	0276-55-6642
328	(株)C&M	阿久津 大	R6.1.31	太田市藤阿久町506-20	0276-49-6101

V. 財 務 の 概 況

1. 収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税込）

収 入

区 分 \ 年 度	5			4		
	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減
水 道 事 業 収 益	2,191,615,000	2,184,540,693	△ 7,074,307	2,210,277,000	2,210,467,966	190,966
営 業 収 益	1,979,977,000	1,966,702,487	△ 13,274,513	2,000,206,000	1,984,966,651	△ 15,239,349
営 業 外 収 益	211,636,000	217,838,206	6,202,206	210,069,000	225,115,616	15,046,616
特 別 利 益	2,000	0	△ 2,000	2,000	385,699	383,699

支 出

区 分 \ 年 度	5				4			
	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額
水 道 事 業 費	2,153,232,000	2,119,619,405	0	33,612,595	2,263,482,000	2,222,290,554	2,024,000	39,167,446
営 業 費 用	2,056,724,000	2,023,072,628	0	33,651,372	2,144,006,000	2,112,405,738	2,024,000	29,576,262
営 業 外 費 用	96,236,000	96,277,716	0	△ 41,716	114,374,000	109,825,586	0	4,548,414
特 別 損 失	272,000	269,061	0	2,939	102,000	59,230	0	42,770
予 備 費	0	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000

2. 資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税込）

収 入

区 分 \ 年 度	5			4		
	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減
資 本 的 収 入	145,213,000	145,499,423	286,423	160,459,000	163,573,558	3,114,558
企 業 債	100,000,000	99,800,000	△ 200,000	100,000,000	100,000,000	0
負 担 金	13,927,000	16,021,207	2,094,207	11,475,000	12,173,444	698,444
出 資 金	18,885,000	18,883,296	△ 1,704	23,040,000	23,038,888	△ 1,112
固定資産売却代金	1,000	0	△ 1,000	1,000	13,226	12,226
工 事 負 担 金	6,570,000	4,964,920	△ 1,605,080	12,083,000	16,138,000	4,055,000
国 庫 補 助 金	5,830,000	5,830,000	0	13,860,000	12,210,000	△ 1,650,000

支 出

区 分 \ 年 度	5				4			
	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額
資 本 的 支 出	1,478,886,000	1,242,486,302	192,996,400	43,403,298	1,294,891,000	1,099,846,987	127,182,000	67,862,013
建 設 改 良 費	1,145,045,000	913,645,536	192,996,400	38,403,064	960,867,000	770,823,336	127,182,000	62,861,664
企業債償還金	327,921,000	327,920,766	0	234	328,374,000	328,373,651	0	349
国庫補助金返還金	920,000	920,000	0	0	650,000	650,000	0	0
予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000	0	0	5,000,000

3. 比較損益計算書

(消費税及び地方消費税抜)

年度別 科 目	令和 5 年度決算額		令和 4 年度決算額		5 年度と 4 年度の比較増減		令和 3 年度決算額		5 年度と 3 年度の比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率	金 額	構成比	金 額	比 率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
水道事業収益	1,999,024,783	100.0	2,024,330,279	100.0	△25,305,496	△1.3	2,054,664,828	100.0	△55,640,045	△2.7
営業収益	1,789,602,343	89.5	1,807,009,477	89.3	△17,407,134	△1.0	1,843,862,292	89.7	△54,259,949	△2.9
給水収益	1,743,683,109	87.2	1,760,555,662	87.0	△16,872,553	△1.0	1,795,833,314	87.4	△52,150,205	△2.9
加入金	25,220,000	1.3	17,480,000	0.9	7,740,000	44.3	21,985,000	1.1	3,235,000	14.7
その他の営業収益	20,699,234	1.0	28,973,815	1.4	△8,274,581	△28.6	26,043,978	1.2	△5,344,744	△20.5
営業外収益	209,422,440	10.5	216,935,103	10.7	△7,512,663	△3.5	210,800,976	10.3	△1,378,536	△0.7
受取利息	864,114	0.1	563,999	0.0	300,115	53.2	572,010	0.1	292,104	51.1
他会計補助金	2,875,795	0.1	3,462,261	0.2	△586,466	△16.9	4,148,532	0.2	△1,272,737	△30.7
長期前受金戻入	114,499,528	5.7	127,749,495	6.3	△13,249,967	△10.4	123,627,512	6.0	△9,127,984	△7.4
雑収益	91,183,003	4.6	85,159,348	4.2	6,023,655	7.1	82,452,922	4.0	8,730,081	10.6
特別利益	0	0.0	385,699	0.0	△385,699	—	1,560	0.0	△1,560	—
固定資産売却益	0	0.0	385,699	0.0	△385,699	—	0	0.0	0	0.0
過年度損益修正益	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,560	0.0	△1,560	—
水道事業費	2,015,696,307	100.0	2,104,598,948	100.0	△88,902,641	△4.2	2,148,964,939	100.0	△133,268,632	△6.2
営業費用	1,944,791,165	96.5	2,028,794,573	96.4	△84,003,408	△4.1	1,926,256,259	89.6	18,534,906	1.0
原水及び浄水費	421,341,281	20.9	451,983,580	21.5	△30,642,299	△6.8	453,723,116	21.1	△32,381,835	△7.1
配水及び給水費	259,805,932	12.9	286,786,963	13.6	△26,981,031	△9.4	249,820,030	11.6	9,985,902	4.0
業務費	193,939,538	9.6	183,145,884	8.7	10,793,654	5.9	140,446,488	6.5	53,493,050	38.1
総係費	130,681,959	6.5	158,613,855	7.6	△27,931,896	△17.6	143,606,022	6.7	△12,924,063	△9.0
減価償却費	923,084,580	45.8	924,351,309	43.9	△1,266,729	△0.1	920,234,354	42.8	2,850,226	0.3
資産減耗費	15,937,875	0.8	23,912,982	1.1	△7,975,107	△33.4	18,426,249	0.9	△2,488,374	△13.5
営業外費用	70,660,542	3.5	75,750,531	3.6	△5,089,989	△6.7	81,014,250	3.8	△10,353,708	△12.8
支払利息及び企業債取扱諸費	69,762,389	3.5	75,001,733	3.6	△5,239,344	△7.0	80,094,566	3.7	△10,332,177	△12.9
雑支出	898,153	0.0	748,798	0.0	149,355	19.9	919,684	0.1	△21,531	△2.3
特別損失	244,600	0.0	53,844	0.0	190,756	354.3	141,694,430	6.6	△141,449,830	△99.8
過年度損益修正損	244,600	0.0	53,844	0.0	190,756	354.3	260,858	0.0	△16,258	△6.2
その他の特別損失	0	0.0	0	0.0	0	0.0	141,433,572	6.6	△141,433,572	—
当年度純利益（△純損失）	△16,671,524	—	△80,268,669	—	63,597,145	△79.2	△94,300,111	—	77,628,587	△82.3
その他未処分利益剰余金変動額	140,536,884	—	0	—	140,536,884	—	0	—	140,536,884	—

4. 比 較 貸 借 対 照 表

(消費税及び地方消費税抜)

科目	令和5年度決算額		令和4年度決算額		5年度と4年度の比較増減		令和3年度決算額		5年度と3年度の比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率	金 額	構成比	金 額	比 率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
1. 固定資産										
(1) 有形固定資産										
イ 土地	632,874,973	2.4	632,874,973	2.3	0	0.0	632,888,199	2.3	△13,226	0.0
ロ 立木	5,985,341	0.0	5,985,341	0.0	0	0.0	5,985,341	0.0	0	0.0
ハ 建物	771,968,601	2.9	801,571,898	2.9	△29,603,297	△3.7	831,508,850	3.0	△59,540,249	△7.2
ニ 構築物	14,804,591,996	54.9	14,591,434,053	53.4	213,157,943	1.5	14,667,624,534	52.7	136,967,462	0.9
ホ 機械及び装置	3,646,183,532	13.5	3,806,068,655	13.9	△159,885,123	△4.2	4,026,331,291	14.5	△380,147,759	△9.4
ヘ 車両運搬具	2,154,611	0.0	2,390,477	0.0	△235,866	△9.9	2,830,537	0.0	△675,926	△23.9
ト 工具器具及び備品	36,277,958	0.1	42,355,537	0.2	△6,077,579	△14.3	50,406,978	0.2	△14,129,020	△28.0
チ 建設仮勘定	131,243,018	0.5	186,998,547	0.7	△55,755,529	△29.8	37,027,981	0.1	94,215,037	254.4
有形固定資産合計	20,031,280,030	74.3	20,069,679,481	73.4	△38,399,451	△0.2	20,254,603,711	72.8	△223,323,681	△1.1
(2) 無形固定資産										
イ 電話加入権	764,740	0.0	805,340	0.0	△40,600	△5.0	805,340	0.0	△40,600	△5.0
ロ ダム使用权	2,969,403,918	11.0	3,030,236,917	11.1	△60,832,999	△2.0	3,091,069,916	11.1	△121,665,998	△3.9
ハ 水利権	6,156,000	0.0	6,480,000	0.0	△324,000	△5.0	0	0.0	6,156,000	—
無形固定資産合計	2,976,324,658	11.0	3,037,522,257	11.1	△61,197,599	△2.0	3,091,875,256	11.1	△115,550,598	△3.7
固定資産合計	23,007,604,688	85.3	23,107,201,738	84.5	△99,597,050	△0.4	23,346,478,967	83.9	△338,874,279	△1.5
2. 流動資産										
(1) 現金預金	3,730,788,883	13.8	3,961,246,953	14.5	△230,458,070	△5.8	4,238,787,721	15.2	△507,998,838	△12.0
(2) 未収金	224,980,854	0.8	255,740,035	1.0	△30,759,181	△12.0	237,200,708	0.9	△12,219,854	△5.2
(3) 貯蔵品	10,909,459	0.1	9,700,714	0.0	1,208,745	12.5	9,413,612	0.0	1,495,847	15.9
(4) その他の流動資産	3,500,000	0.0	3,500,000	0.0	0	0.0	3,500,000	0.0	0	0.0
流動資産合計	3,970,179,196	14.7	4,230,187,702	15.5	△260,008,506	△6.1	4,488,902,041	16.1	△518,722,845	△11.6
資産合計	26,977,783,884	100.0	27,337,389,440	100.0	△359,605,556	△1.3	27,835,381,008	100.0	△857,597,124	△3.1

(消費税及び地方消費税抜)

科目	令和5年度決算額		令和4年度決算額		5年度と4年度の比較増減		令和3年度決算額		5年度と3年度の比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率	金 額	構成比	金 額	比 率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
3. 固定負債										
(1) 企業債	5,634,746,216	20.9	5,866,570,362	21.4	△231,824,146	△4.0	6,094,491,128	21.9	△459,744,912	△7.5
(2) 引当金	642,577,295	2.4	674,013,028	2.5	△31,435,733	△4.7	680,991,465	2.4	△38,414,170	△5.6
固定負債合計	6,277,323,511	23.3	6,540,583,390	23.9	△263,259,879	△4.0	6,775,482,593	24.3	△498,159,082	△7.4
4. 流動負債										
(1) 企業債	331,624,146	1.3	327,920,766	1.2	3,703,380	1.1	328,373,651	1.2	3,250,495	1.0
(2) 未払金	169,678,024	0.6	188,774,711	0.7	△19,096,687	△10.1	302,649,087	1.1	△132,971,063	△43.9
(3) 引当金	20,709,000	0.1	20,317,000	0.1	392,000	1.9	22,266,000	0.1	△1,557,000	△7.0
(4) その他流動負債	6,862,395	0.0	5,060,256	0.0	1,802,139	35.6	8,556,954	0.0	△1,694,559	△19.8
流動負債合計	528,873,565	2.0	542,072,733	2.0	△13,199,168	△2.4	661,845,692	2.4	△132,972,127	△20.1
5. 繰延収益										
(1) 長期前受金										
イ 受贈財産評価額	276,850,731	1.0	289,428,764	1.1	△12,578,033	△4.3	303,395,830	1.1	△26,545,099	△8.7
ロ 工事寄附金	256,148	0.0	276,922	0.0	△20,774	△7.5	297,696	0.0	△41,548	△14.0
ハ 他会計負担金	333,415,283	1.2	333,689,331	1.2	△274,048	△0.1	337,642,087	1.2	△4,226,804	△1.3
ニ 工事負担金	499,938,620	1.9	538,368,569	2.0	△38,429,949	△7.1	579,211,682	2.1	△79,273,062	△13.7
ホ 国県補助金	1,728,480,675	6.4	1,762,536,152	6.4	△34,055,477	△1.9	1,789,842,068	6.4	△61,361,393	△3.4
ヘ その他資本剰余金	59,547	0.0	59,547	0.0	0	0.0	59,547	0.0	0	0.0
長期前受金合計	2,839,001,004	10.5	2,924,359,285	10.7	△85,358,281	△2.9	3,010,448,910	10.8	△171,447,906	△5.7
繰延収益合計	2,839,001,004	10.5	2,924,359,285	10.7	△85,358,281	△2.9	3,010,448,910	10.8	△171,447,906	△5.7
負債合計	9,645,198,080	35.8	10,007,015,408	36.6	△361,817,328	△3.6	10,447,777,195	37.5	△802,579,115	△7.7

(消費税及び地方消費税抜)

科目	令和5年度決算額		令和4年度決算額		5年度と4年度の比較増減		令和3年度決算額		5年度と3年度の比較増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	比 率	金 額	構成比	金 額	比 率
6. 資本金	12,498,243,415	46.3	12,479,360,119	45.7	18,883,296	0.2	12,456,321,231	44.8	41,922,184	0.3
7. 剰余金										
(1) 資本剰余金										
イ 受贈財産評価額	90,368,842	0.3	90,368,842	0.3	0	0.0	90,368,842	0.3	0	0.0
ロ 工事寄附金	1,674,000	0.0	1,674,000	0.0	0	0.0	1,674,000	0.0	0	0.0
ハ 他会計負担金	3,084,810	0.0	3,084,810	0.0	0	0.0	3,084,810	0.0	0	0.0
ニ 工事負担金	59,437,645	0.2	59,437,645	0.2	0	0.0	59,437,645	0.2	0	0.0
ホ 国県補助金	48,315,277	0.2	48,315,277	0.2	0	0.0	48,315,277	0.2	0	0.0
ヘ その他資本剰余金	16,821,611	0.1	16,821,611	0.1	0	0.0	16,821,611	0.1	0	0.0
資本剰余金合計	219,702,185	0.8	219,702,185	0.8	0	0.0	219,702,185	0.8	0	0.0
(2) 利益剰余金										
イ 利益積立金	1,575,776,297	5.8	1,575,776,297	5.8	0	0.0	1,656,044,966	5.9	△80,268,669	△4.8
ロ 災害復旧積立金	500,000,000	1.9	500,000,000	1.8	0	0.0	500,000,000	1.8	0	0.0
ハ 建設改良積立金	2,414,998,547	8.9	2,555,535,431	9.3	△140,536,884	△5.5	2,555,535,431	9.2	△140,536,884	△5.5
ニ 当年度未処分利益剰余金	123,865,360	0.5	0	0.0	123,865,360	—	0	0.0	123,865,360	—
利益剰余金合計	4,614,640,204	17.1	4,631,311,728	16.9	△16,671,524	△0.4	4,711,580,397	16.9	△96,940,193	△2.1
剰余金合計	4,834,342,389	17.9	4,851,013,913	17.7	△16,671,524	△0.3	4,931,282,582	17.7	△96,940,193	△2.0
資本合計	17,332,585,804	64.2	17,330,374,032	63.4	2,211,772	0.0	17,387,603,813	62.5	△55,018,009	△0.3
負債資本合計	26,977,783,884	100.0	27,337,389,440	100.0	△359,605,556	△1.3	27,835,381,008	100.0	△857,597,124	△3.1

5. 令和5年度 企業債借入先別償還状況

(金額：消費税及び地方消費税抜)

区分 借入先等		令和4年度末	令和5年度償還額			令和5年度	令和5年度
		未償還残高	元金	利息	元利合計	企業債借入高	未償還残高
財 務 省	前 期	円	円	円	円	円	円
	後 期		119,442,198	30,661,562	150,103,760		
	計	5,657,603,738	239,971,515	60,329,978	300,301,493	99,800,000	5,517,432,223
地方公共団体 金 融 機 構	前 期		40,722,340	4,814,540	45,536,880		
	後 期		41,160,911	4,375,969	45,536,880		
	計	491,384,390	81,883,251	9,190,509	91,073,760	0	409,501,139
新田みどり 農業共同組合	前 期		3,033,000	124,790	3,157,790		
	後 期		3,033,000	117,112	3,150,112		
	計	45,503,000	6,066,000	241,902	6,307,902	0	39,437,000
合 計		6,194,491,128	327,920,766	69,762,389	397,683,155	99,800,000	5,966,370,362

- 発行総額 969,090万円
- 利 率 0.10（H27借入分）～4.65（H6借入分）
- 償還終期 令和45年度（令和46年3月1日）

Ⅵ. 経 営 ・ 財 務 分 析 表

(消費税及び地方消費税抜)

項 目	算 出 方 法	5 年 度	4 年 度	3 年 度	2 年 度	指 標
施設の効率性						
施設利用率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	43.0	43.4	44.5	42.4	—
負荷率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$	92.2	79.2	90.0	91.6	—
最大稼働率 (%)	$\frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	46.6	54.7	49.5	46.3	—
損益に関する各種比較率						
総資本利益率 (%)	$\frac{\text{当年度経営利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本})/2} \times 100$	△ 0.1	△ 0.3	0.2	0.8	↑
経営資本営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} \times 100$	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.3	0.5	—
総収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	99.2	96.2	95.6	112.7	↑
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	99.2	96.2	102.4	112.9	↑
営業収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	92.0	89.1	95.7	108.2	↑
営業収益営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$	△ 8.7	△ 12.3	△ 4.5	7.6	—
利子負担率 (%)	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{借入金} + \text{リース債務}} \times 100$	1.2	1.2	1.2	1.3	↓
企業債償還元金対減価償却額比率 (%)	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	35.5	35.5	33.9	41.7	↓
企業債償還元金対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$	18.8	18.7	17.4	15.3	↓
企業債利息対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$	4.0	4.3	4.5	4.6	↓
企業債元利償還金対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{給水収益}} \times 100$	22.8	22.9	21.8	19.9	↓
平均給与 (千円)	$\frac{\text{職員給与費 (3条)}}{\text{損益勘定所属職員数}} \div 1000$	6,870	7,467	6,433	8,876	—
労働分配率 (%)	$\frac{\text{職員給与費 (3条)}}{\text{営業収益} - \text{減価償却費}} \times 100$	23.0	24.5	20.9	22.9	↓
職員給与費対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{職員給与費 (3条)}}{\text{給水収益}} \times 100$	11.4	12.3	10.7	14.9	↓
職員一人当り給水量 (㎡)	$\frac{\text{給水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	408,255	413,627	410,033	409,754	—
職員一人当り給水人口 (人)	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	3,521	3,577	3,513	3,462	—

(消費税及び地方消費税抜)

項 目		算 出 方 法	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	指標
損益に関する各種比較率							
職員一人当たり 営業収益 (千円)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \div 1000$	61,710	62,311	61,462	60,633	↑
職員一人当たり 有形固定資産 (千円)		$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}} \div 1000$	572,322	573,419	562,628	574,385	↑
1 万 ㎡ 当 り 有 収 水 量 一 日	損益勘定 所属職員数 (人)	$\frac{\text{職員数 (損益勘定所属)}}{\text{年間総有収水量} \div 365 \text{ 日} \div 10,000 \text{ ㎡}}$	9	9	9	9	—
	原・浄・配水 施設関係 (人)	$\frac{\text{職員数 (原水浄水費・配水給水費所属)}}{\text{年間総有収水量} \div 365 \text{ 日} \div 10,000 \text{ ㎡}}$	5	5	5	5	—
	検針・集金 関係 (人)	$\frac{\text{職員数 (業務費所属)}}{\text{年間総有収水量} \div 365 \text{ 日} \div 10,000 \text{ ㎡}}$	1	1	1	1	—
全 職 員	基本給(月額) (円)	$\frac{\text{給料} + \text{扶養手当}}{\text{全職員数}} \div 12$	319,849	317,808	302,220	323,633	—
	手当(月額) (円)	$\frac{\text{手当} - \text{扶養手当}}{\text{全職員数}} \div 12$	157,150	145,052	143,460	153,492	—
	平均年齢 (歳)		46	46	44	44	—
	平均勤続年数 (年)		22	22	21	22	—
資産及び資本構成比率							
固定資産構成比率 (%)		$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$	85.3	84.5	83.9	85.1	↓
固定負債構成比率 (%)		$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	23.3	23.9	24.3	24.8	↓
自己資本構成比率 (%)		$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	74.8	74.1	73.3	73.5	↑
固定資産対 長期資本比率 (%)		$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	87.0	86.2	85.9	86.6	↓
固定比率 (%)		$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	114.1	114.1	114.5	115.9	↓
流動比率 (%)		$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	750.7	780.4	678.2	877.4	↑
当座比率 (%)		$\frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	748.0	777.9	676.3	874.6	↑
現金比率 (%)		$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	705.4	730.8	640.4	804.1	↑
給水人口一人当たり 自己資本 (円)		$\frac{\text{自己資本}}{\text{給水人口}}$	197,573	195,268	193,541	191,655	—
配水量 1 ㎡当り 自己資本 (円)		$\frac{\text{自己資本}}{\text{配水量}}$	1,341.02	1,338.02	1,312.29	1,302.79	—

(消費税及び地方消費税抜)

項 目	算 出 方 法	5 年 度	4 年 度	3 年 度	2 年 度	指 標
回 転 率						
自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$	0.09	0.09	0.09	0.09	↑
経営資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{経営資本}}$	0.07	0.07	0.07	0.07	—
固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$	0.08	0.08	0.08	0.10	↑
減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{立木} - \text{建設仮勘定} - \text{電話加入権} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	3.99	3.98	3.90	2.84	↓
流動資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$	0.44	0.41	0.43	0.39	↑
現金預金回転率 (回)	$\frac{\text{当年度支出額}}{(\text{期首現金預金} + \text{期末現金預金})/2}$	0.66	0.65	0.52	1.14	↑
貯蔵品回転率 (回)	$\frac{\text{期首貯蔵品} + \text{当年度購入貯蔵品} + \text{当年度発生貯蔵品} - \text{期末貯蔵品}}{(\text{期首貯蔵品} + \text{期末貯蔵品})/2}$	2.31	2.27	2.20	1.90	↑
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$	8.91	8.84	9.19	9.25	↑

※指標の↑は高い方が良く、↓は低い方がよい。

※職員数及び職員給与費等の職員に関する数値には、会計年度任用職員分が除かれている。また、平均年齢及び平均勤続年数については再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員が除かれている。

財務分析において用いた用語は次のとおりである。

1. 自己資本 = 資本金 + 剰余金 + 繰延収益
2. 総資本 = 負債・資本合計
3. 経営資本 = 負債・資本合計 - (建設仮勘定 + 投資資産)
4. 総収益 = 営業収益 + 営業外収益 + 特別利益
5. 総費用 = 営業費用 + 営業外費用 + 特別損失
6. 経常収益 = 営業収益 + 営業外収益
7. 経常費用 = 営業費用 + 営業外費用
8. 当座比率 = 酸性試験比率
9. 当座資産 = 現金預金 + 未収金
10. 支払利息には 企業債取扱諸費 を含まない。
11. 未収金回転率に用いた未収金は分子の営業収益に対応する営業未収金とした。
12. 固定資産回転率に用いた固定資産は分子の営業収益に対応させるため営業活動に直接関係のない建設仮勘定を控除して計算した。
13. 貯蔵品回転率には 仮払いによる入出庫 を含まない。
14. 企業債償還元金には 借換のための償還金 を含まない。
15. 借入金 = 他会計借入金 + 一時借入金
16. 給水量には 修繕中の放水量、分水量、私設消火栓 を含まない。
17. 職員一人当り営業収益 = 労働生産性

VII. 災 害 時 の 態 勢

1. 桐生市水道局防災計画に基づく給水拠点

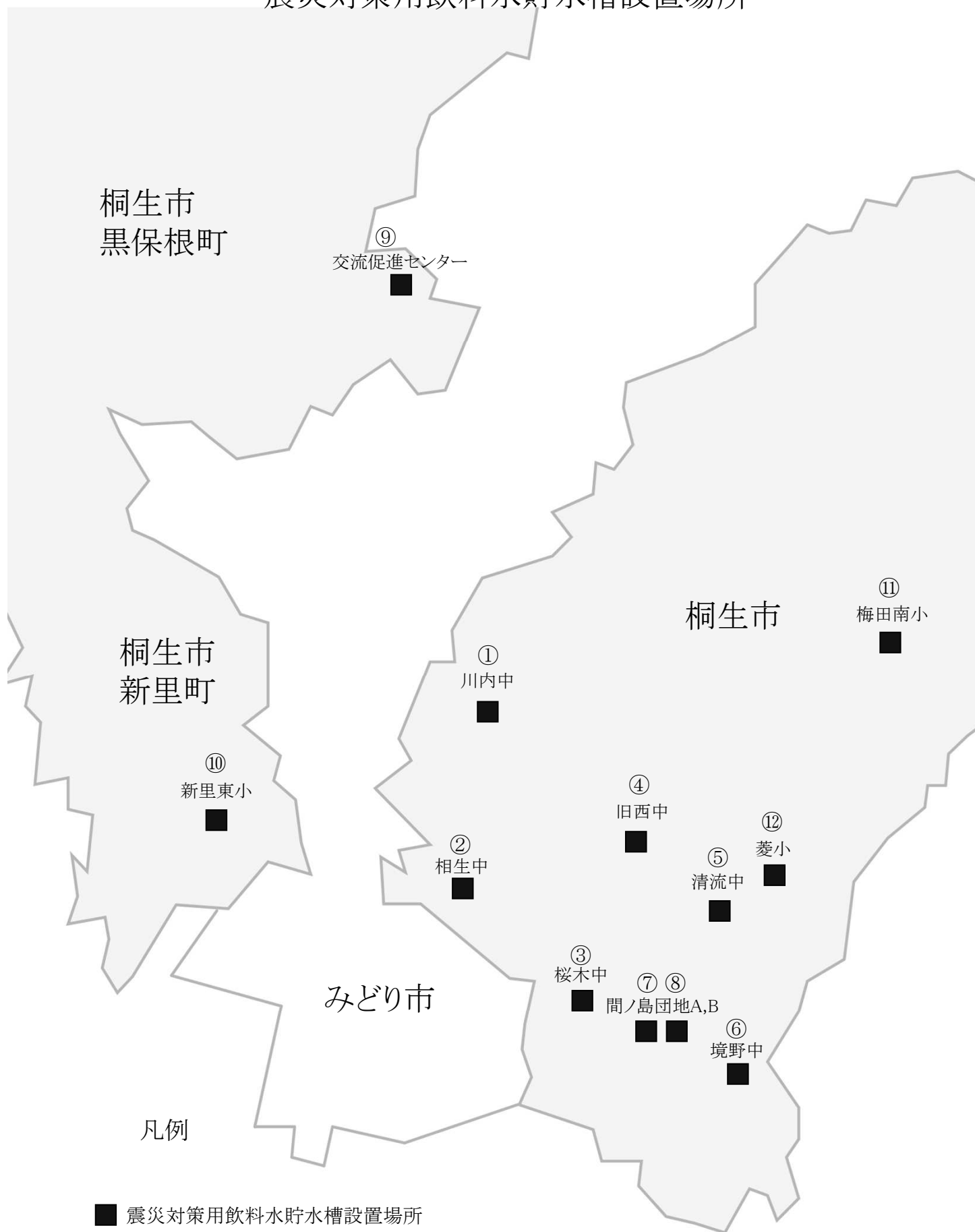
○震災対策用飲料水貯水槽設置場所・・・川内中、相生中、桜木中、旧西中、清流中、境野中
間ノ島団地2箇所、黒保根町交流促進センター
新里東小、梅田南小、菱小

非常用飲料機器配備状況

機 器 名	購入年度	能力及び容量	数量	保管場所	配置(46ページ)
震災対策用飲料水貯水槽 12 基	平成 7 年度	50m ³	1	川 内 中 学 校	①
			1	相 生 中 学 校	②
			1	桜 木 中 学 校	③
	平成 8 年度		1	旧 西 中 学 校	④
			1	清 流 中 学 校	⑤
			1	境 野 中 学 校	⑥
	平成 9 年度	20m ³	1	間 ノ 島 団 地 A	⑦
	平成10年度	60m ³	1	間 ノ 島 団 地 B	⑧
	平成24年度	1 m ³	1	黒保根町 交流促進センター ※黒保根支所所管	⑨
	平成26年度	50m ³	1	新 里 東 小 学 校	⑩
		3m ³	1	梅 田 南 小 学 校 ※教育委員会所管	⑪
		3m ³	1	菱 小 学 校 ※教育委員会所管	⑫
給水車	平成17年度	2. 0m ³	1	元 宿 浄 水 場	
給水タンク	昭和43・ 44・ 57年度	1. 0m ³	3	元 宿 浄 水 場 (2) 上 菱 配 水 場 (1)	
	昭和50年度	0. 4m ³	1	元 宿 浄 水 場	
	平成12年度	1. 0m ³	2	新里第 1 0 配水場	
携行用浄水器	平成17年度	約400mℓ／分	6	新里第 1 0 配水場	

- * ポリ容器(20リットル)については46個保有し、元宿浄水場に23個、新里第10配水場に23個保管。
- * 給水袋(6リットル)については10,000枚保有し、元宿浄水場に9,700枚、新里支所水道係に100枚、不二山配水場に100枚、新里第10配水場に100枚保管。

震災対策用飲料水貯水槽設置場所



2. 災害時の相互応援協定等

(1) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会(以下「協議会」という。)を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧時に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車両及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

(応援体制の連絡)

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体(以下「団体」という。)への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

(応援要請)

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

(応援活動)

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするために、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とする。ただし、職員の応援に要した費用(旅費・時間外勤務手当を除く。)は、応援した団体の負担とすること。
- (2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。
- (3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車両及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

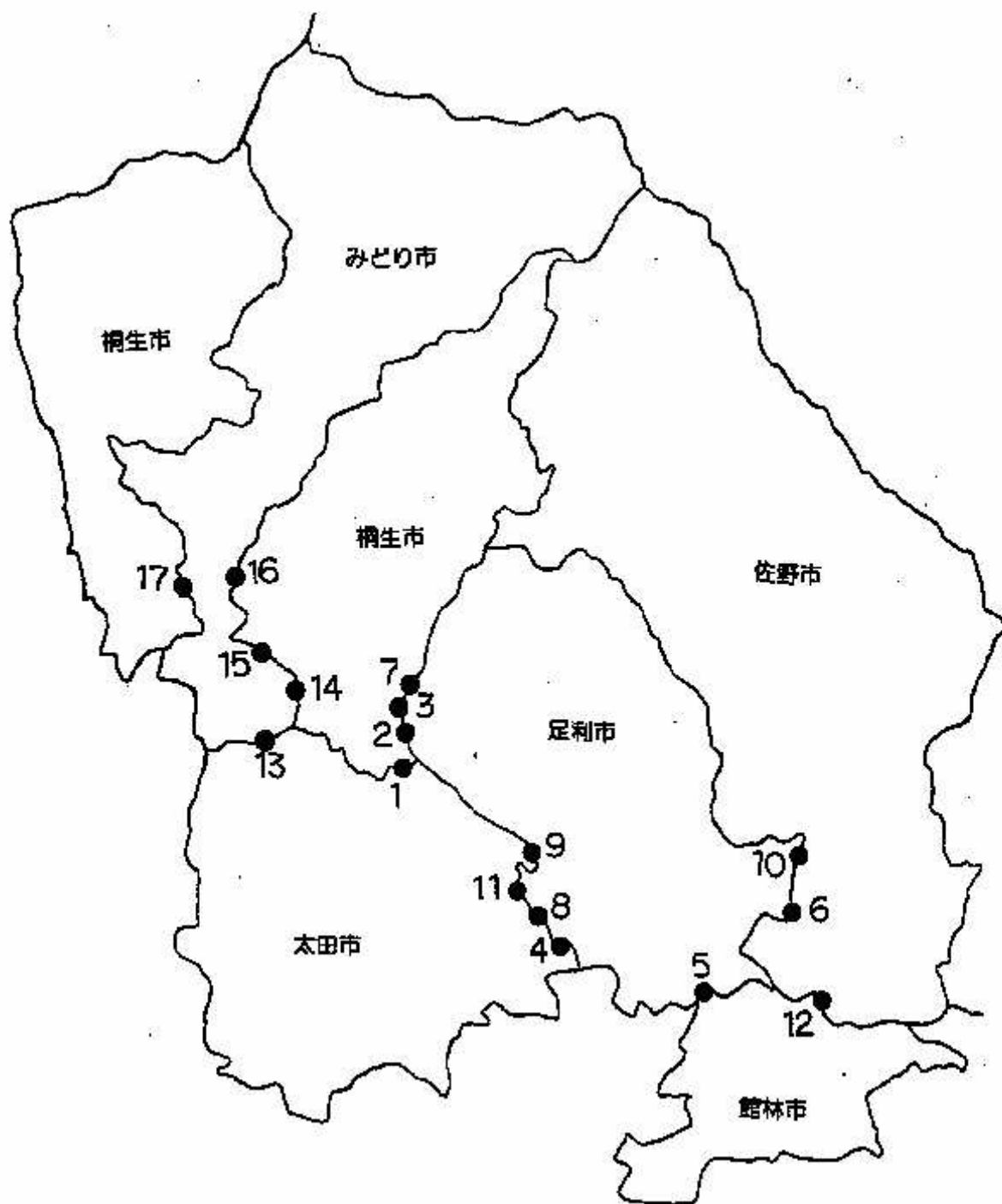
上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長
足利市長
佐野市長
群馬東部水道企業団企業長

亀山豊文
和泉聡
岡部正英
清水聖義

両毛地域災害用水道接続管位置図



(2) 災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、桐生市水道局(以下「甲」という。)と桐生管工事協同組合(以下「乙」という。)との間に、桐生市内に発生した地震、風水害、その他の災害及び他都市で発生した災害で桐生市が応援要請を受けたときにおいて、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧を目的として締結するものとする。

(協 力 要 請)

第2条 乙は、市内の災害発生時には甲の要請を待たず、被災住民に飲料水の提供が出来るよう速やかに復旧工事に取り掛かれるよう準備し、甲に連絡し待機するものとする。

2 甲は他都市で発生した災害で桐生市が応援要請を受けたときは、その災害の状況に応じ必要な人員及び資器材等を提供するよう要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が行う要請の手続きは、水道局災害対策本部が担当する。

2 要請にあつては、協力を要する期間、その他必要事項を連絡するものとする。

3 前項の期間は、災害の状況により甲が必要と認めたときは、乙と協議して延長することができる。

4 乙の連絡窓口は、理事長とする。

(早期復旧要領)

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合は、近隣被災地区の被害状況を確認して飲料水の提供ができるよう速やかに復旧工事に着手するものとする。

2 復旧工事を受けようとする者は、乙の指示に従うものとする。

(提供する資器材等)

第5条 乙が提供する資器材等は、次のとおりとする。

(1) 給水に必要な蛇口等の諸器具等

(2) その他復旧工事に要する資器材

2 上記復旧工事に要した資器材等に係る諸経費は別途甲・乙協議して定める。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は甲・乙協議して定める。

(協 定 期 間)

第7条 この協定期間は、平成8年1月31日から平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲・乙双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとする。以後も同様とする。

(協定の変更)

第8条 協定の内容を変更しようとする場合は、甲・乙協議して変更協定書を取り交わすものとする。

(付則)

この協定は、平成8年1月31日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年1月31日

甲 桐生市水道局
桐生市水道事業管理者

乙 桐生管工事協同組合
理事長

(3)群馬県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者(以下「会員」という。)が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区(以下「地区」という。)に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県(以下「県」という。)は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示(様式第1号)に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧工事
- (3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。
- (2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、ブロック代表都市に応援を要請する。
- (3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。
- (4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及第3号)を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等(様式第4号)
- (2) 応援資機材の保有状況(様式第5号)
- (3) 応援に従事できる職員数(様式第6号)
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓 練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県
桐生市
ほか9市30町26村2企業団

(4) 災害時等における応援業務に関する協定書

桐生市(以下「甲」という。)と株式会社両毛ビジネスサポート(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の災害等(「災害等」という。)の発生時における水道事業の応援業務について、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は桐生市水道事業給水区域内で災害等が発生し、水道施設が被災等したとき、甲の要請に基づき乙が協力する水道事業の応援要請について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は災害等発生時の応援業務について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、応援業務の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明示した文書により行うものとする。ただし文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 応援業務の内容は応急給水活動その他必要に応じた人的支援とする。

(協力)

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは速やかに応援業務について協力するものとする。

(現場指揮等)

第4条 甲は応援業務に関し、必要な現場指揮等を行うものとする。

(事前準備)

第5条 乙は甲の協力要請に速やかに対処できるよう、社員の動員体制、資機材等の保有状況等を把握しておくものとする。

(費用負担)

第6条 応援業務に要した費用の負担については、その都度、甲乙協議の上、決めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第7条 応援業務において乙の社員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により保障するものとする。

2 応援業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は災害等発生時における応援業務を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項についてはその都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月3日

甲 桐生市長

乙 株式会社両毛ビジネスサポート
代表取締役

(5) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業体が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めたときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業体が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）及び応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するように努めるものとする。

(幹事応援水道事業体)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

(中継水道事業体)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に行うものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横 浜 市 長 林 文 子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者 醍 醐 勇 司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事 森 田 健 作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長 清 水 勇 人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前 橋 市 長 山 本 龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日 立 市 長 小 川 春 樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲 府 市 長 樋 口 雄 一

別表 1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東 京 都 支 部 長
第 2 順 位	神 奈 川 県 支 部 長
第 3 順 位	千 葉 県 支 部 長
第 4 順 位	埼 玉 県 支 部 長
第 5 順 位	群 馬 県 支 部 長
第 6 順 位	栃 木 県 支 部 長
第 7 順 位	茨 城 県 支 部 長
第 8 順 位	山 梨 県 支 部 長

(6) 社団法人 日本水道協会群馬県支部災害相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会群馬県支部規則第3条の2の規定に基づき、地震、異常渇水その他の災害時において、日本水道協会群馬県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援内容)

第2条 会員が相互に行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 応急給水活動及び応急復旧活動を行う期間は、関係する会員が協議して定めるものとする。

(応援要請)

第3条 被災した会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長をとおして要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ応援するよう努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災した会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第5条 応援を行う会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ当該職員に食料、衣類その他必要なものを携帯させるものとする。

2 応援を行う会員の職員は、会員名を表示した腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(被災支援体制)

第6条 被災した会員は、災害の状況に応じ、応援を行う会員に対する宿舍のあっせんその他必要な便宜を図るものとする。

(費用負担)

第7条 応援を行う会員の職員派遣に要する費用は、応援を行う会員が負担し、工事業者の派遣その他の費用については、原則的に被災した会員の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、関係する会員が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援を行う会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行う会員の負担とする。

2 応援を行う会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災した会員が、応援を行う会員が応援場所への往復途中に生じたものについては応援を行う会員がその賠償の責任を負う。

3 前2項の規定により難しい場合は、関係する会員が協議して定めるものとする。

(他の支部との相互応援)

第9条 支部長は、災害時における相互応援について、支部内での対応が困難なときは、支部以外の日本水道協会の会員（以下「他支部の会員」という。）に応援を求めるものとする。

2 被災した他支部の会員から応援要請があった場合は、会員は極力これに応じ応援するよう努めるものとする。

(応援物資等の調査等)

第10条 会員は、災害時における相互応援の円滑な実施のため、毎年、応援に従事できる職員数、会員の保有する資機材等の備蓄状況等を調査し、災害時の連絡先(様式第1号)及び応援に従事できる職員数と保有する資機材等の備蓄状況(様式第2号)により支部長に報告するものとする。

2 支部長は、前項の規定による報告を取りまとめ、その結果を会員に送付するものとする。
(協議)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月24日から実施する。

様式第1号(第10条関係)

災 害 時 の 連 絡 先

会 員 名 (連絡担当部課名)			
連 絡 担 当 者		連絡担当責任者	連絡担当副責任者
連 絡	電話(勤務時間内)		
	〃 (〃 外)		
	FAX(勤務時間内)		
	〃 (〃 外)		

様式第2号（第10条関係）

応援に従事できる職員数と保有する資機材等の備蓄状況

会員名

1 応援に従事できる職員数

年 月 日現在

	職 種 別 職 員 数							備 考
	事務	技 術 職 員					配 管 その他	
会 員 名	職員	土木	電気	化学	機械	建築	技能員	

2 保有する資機材等の備蓄状況

年 月 日現在

項 目	種 別	規 格	数 量	備 考
車 両	給水タンク車(吸排装置付)	t		
	給水タンク車(吸排装置なし)	t		
	その他	t		
給水容器	給水タンク	ℓ		
	給水タンク	ℓ		
	ポリタンク	ℓ		
	ポリタンク	ℓ		
	ポリ袋	ℓ		
	ポリ袋	ℓ		
	その他			
機 材	簡易浄水器(可搬式)	m ³ /h		
	簡易浄水器(可搬式)	m ³ /h		
	発電機			
	投光機			
	鉄管切断機			
	電動ネジ切機			
	その他			
管 類	直管	mm		
	直管	mm		
そ の 他				

(7) 上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定(伊勢崎市)

桐生市水道事業(以下「甲」という。)と伊勢崎市水道事業(以下「乙」という。)は、上水道相互連絡管設置工事に関する覚書(平成28年11月14日付け)に基づき桐生市新里町野392番9地先と伊勢崎市香林町二丁目712番3地先の行政区域界上に設置した上水道相互連絡管により相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水(以下「応援配水」という。)を行うものとする。

(維持管理)

第2条 連絡管の維持管理は甲と乙それぞれが行い、修繕等に要した費用はそれぞれが負担するものとする。

(応援配水の実施範囲)

第3条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

(応援配水の開始)

第4条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書(様式。以下「依頼書」という。)を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは、口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始は、甲乙双方が立会いの上実施するものとする。

(応援配水の期間および配水量)

第5条 応援配水の期間および配水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

(使用水量の計算及び通知)

第6条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により決定した使用水量を1月ごとに集計し通知するものとする。

(応援配水単価等)

第7条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価(給水収益を年間総有収水量で除したもの)とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(代価の支払)

第8条 甲又は乙は前条の規定により算出した代価をそれぞれの発行する納入通知書により支払うものとする。

(応援配水の制限)

第9条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

(水質の確認)

第10条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

(定めのない事項等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年11月9日

桐生市織姫町1番1号
甲 桐生市水道事業
桐生市長 亀山 豊文

伊勢崎市今泉町二丁目410番地
乙 伊勢崎市水道事業
伊勢崎市長 五十嵐 清隆

様式(第4条関係)

応援配水依頼書

年 月 日

様

平成 年 月 日付で締結した上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定書に基づき、次のとおり応援配水を受けたいので依頼します。

記

- 1 配水開始時間 年 月 日 午前・午後 時から
- 2 配水予定期間 上記配水開始日時から 年 月 日 まで
- 3 配水予定量 一日当り m^3
期間合計数量 m^3
- 4 配水発生要因
- 5 連絡担当者

(8) 上水道相互連絡管設置に関する協定(前橋市)

上水道相互連絡管設置に関する協定書

前橋市長（以下「甲」という。）と桐生市長（以下「乙」という。）は、前橋市水道事業配水管と桐生市水道事業配水管を連絡し、相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、災害や水質事故等発生時に、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、甲と乙の行政区域境界上を原則とし、設置位置は甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施工範囲は、甲乙協議の上決定するものとし、工事費についてはそれぞれが負担するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は甲と乙がそれぞれ施工した範囲に対して行い、修繕等に要した費用についてもそれぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち会わせるものとする。
なお、立会いの日時については、甲乙協議の上決定するものとする。

（応援配水の実施範囲）

第5条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

（応援配水の開始）

第6条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び終了時は、原則甲乙双方が立会うものとする。

（応援配水の期間及び配水量）

第7条 応援配水の期間及び配水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

（使用水量の計算及び通知）

第8条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、連絡管内に流量計を設置して計量するものとする。ただし、次の理由で使用水量の把握ができない場合は、甲乙協議の上使用水量を決定する。

- (1) 緊急に応援配水の必要性が生じ、流量計の設置が困難な場合
- (2) 応援配水が短期間となるため、流量計を設置しない場合
- (3) 流量計等の故障により計量不能となった場合
- (4) その他、甲乙双方が認めた場合

2 配水側の甲又は乙は、前項の規定により計量し、又は決定した使用水量を一月ごとに集計し、受水側の甲又は乙に通知するものとする。

(応援配水単価等)

第9条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価(給水収益を年間総有収水量で除したもの)とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(代価の支払)

第10条 甲又は乙は、前条の規定により算出した代価を配水側の発行する納入通知書により支払うものとする。

(応援配水の制限)

第11条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

(水質の確認)

第12条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の一月前までに甲又は乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は、1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

(定めのない事項等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年2月18日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

前橋市長 _____

桐生市織姫町1番1号

乙 桐生市

桐生市長 _____

応 援 配 水 依 頼 書

年 月 日

様

令和 3 年 2 月 1 8 日付けで締結した上水道相互連絡管設置に関する協定書に基づき、次のとおり応援配水を受けたいので依頼します。

記

- 1

配水開始日時

年 月 日 午前・午後 時から
- 2

配水予定期間

配水開始日時から 年 月 日まで
- 3

配 水 予 定 量

一日当たり m^3
期間合計水量 m^3
- 4

配水発生要因
- 5

連絡担当者

(9) 災害時等における応援業務に関する協定書

桐生市（以下「甲」という。）と関信ゼベリン株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等（「災害等」という。）の発生時における水道事業の応援業務について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は桐生市水道事業給水区域内で災害等が発生し、水道施設が被災等したとき、甲の要請に基づき乙が協力する水道事業の応援要請について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は災害等発生時の応援業務について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、応援業務の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明示した文書により行うものとする。ただし文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 応援業務の内容は、漏水調査業務及び応急給水活動における補助、その他必要に応じた人的支援とする。

(協力)

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは速やかに応援業務について協力するものとする。

(事前準備)

第4条 乙は甲の協力要請に速やかに対処できるよう、社員の動員体制、資機材等の保有状況等を把握しておくものとする。

(費用負担)

第5条 応援業務に要した費用の負担については、その都度、甲乙協議の上、決めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第6条 応援業務において乙の社員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により保障するものとする。

2 応援業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は災害等発生時における応援業務を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項についてはその都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月20日

甲 群馬県桐生市織姫町1番1号
桐生市
代表者 桐生市長 荒木恵司

乙 群馬県桐生市広沢町1丁目2563番地の2
関信ゼベリン株式会社
代表取締役 岡部雅之

(10) 災害時等における応急復旧活動の応援協力に関する覚書

桐生市（以下「甲」という。）と両毛ビジネスサポート・桐生管工事協同組合・関信ゼベリン共同企業体（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等（「災害等」という。）の発生時において水道施設等の早期復旧を目指すため、応援協力に関する覚書を締結する。

(応援協力)

第1条 災害等が発生した場合における応急復旧活動を迅速かつ円滑に遂行するため、乙の構成員は全面的に協力をするものとする。

2 協力内容は、甲が乙の構成員それぞれと締結している災害時等における応援協力に関する協定に基づいて行う。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援協力のための連絡体制を整え、災害等が発生したときは速やかに情報を連絡し合うものとする。

(有効期間)

第3条 この覚書は、覚書締結日から効力を有するものとし、有効期間は令和7年3月31日までとする。

この覚書成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月20日

甲 群馬県桐生市織姫町1番1号
桐生市
代表者 桐生市長 荒木 恵司

乙 群馬県桐生市広沢町2丁目2961番地
両毛ビジネスサポート・桐生管工事協同組合・
関信ゼベリン共同企業体
代表企業 株式会社両毛ビジネスサポート
代表取締役 星野 仁

VIII. そ の 他 資 料

1. 桐生市水道料金審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道料金の額について審議するため、桐生市水道料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会は、14人をもって組織する。

2 委員は、公共的団体の代表者及び水道使用者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

2. 両毛地域水道事業管理者協議会開催要領

(名称)

第1条 この会は、両毛地域水道事業管理者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水道事業の経営について、情報の交換、協議等を行い、水道事業の健全な運営に資することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会の構成員は、桐生市、足利市、佐野市水道事業管理者(水道事業管理者を置かない構成団体にあつては、水道事業主管局部長)及び群馬東部水道企業団企業長(以下「団体」という。)とする。ただし、水道事業管理者が出席できないときは、代理の者が出席するものとする。

(招集)

第4条 協議会は、代表世話人が招集する。

(代表世話人)

第5条 代表世話人は、各団体の持ち回りとし、足利市、桐生市、佐野市、群馬東部水道企業団の順とする。

2 代表世話人は、協議会の座長となる。

3 代表世話人の任期は、2年とする。

(会場)

第6条 協議会の会場は、各団体の持ち回りとする。

(事務局)

第7条 事務局は、代表世話人の団体が担当する。

(費用)

第8条 費用分担については、別途協議決定する。

2 会議費用については、会場当番団体の負担とする。

(参加費)

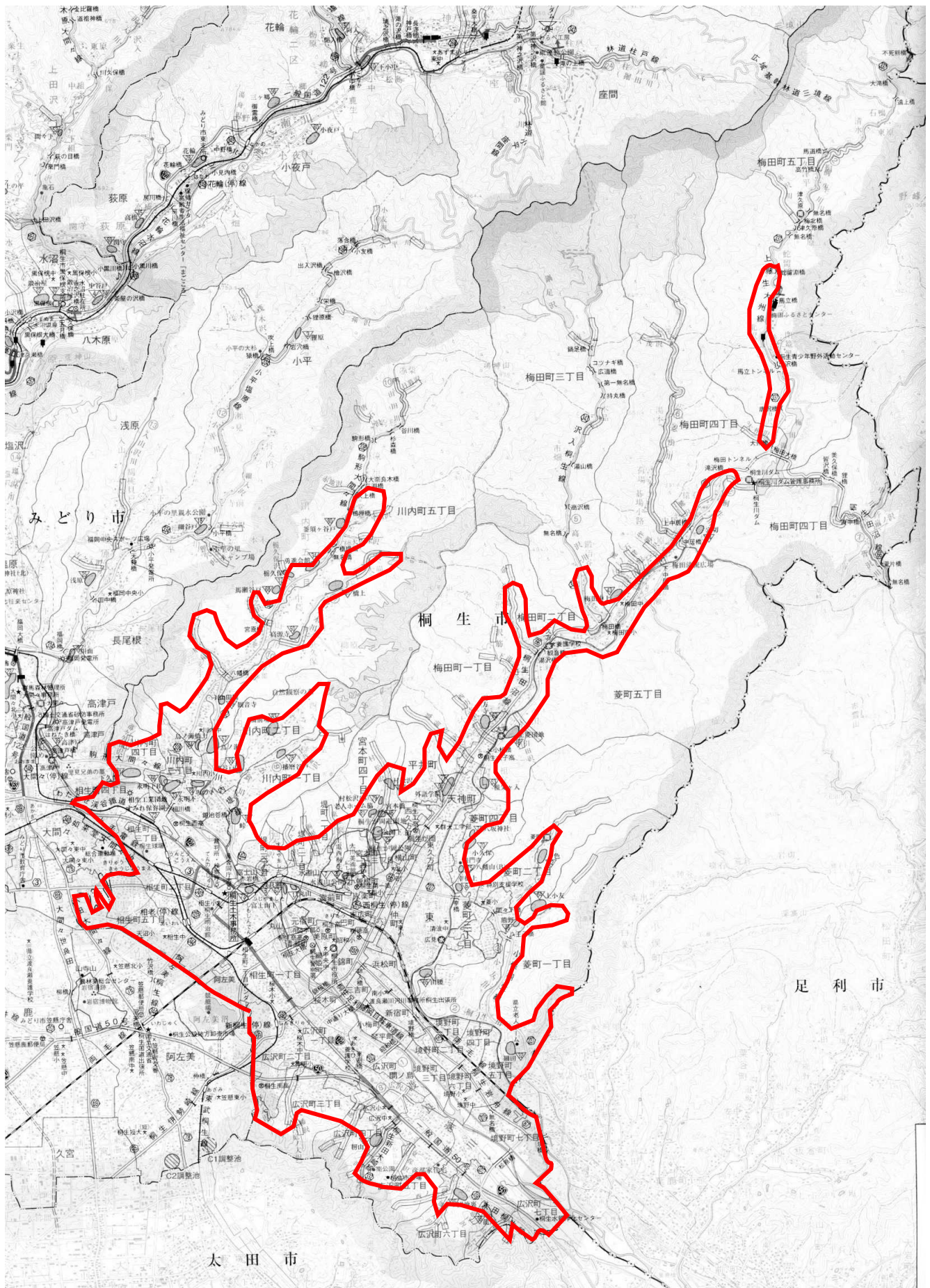
第9条 出張旅費等の経費については、出席者の負担とする。

(会議)

第10条 協議会は、5月及び8月の年2回開催する。

(実務担当者研究会)

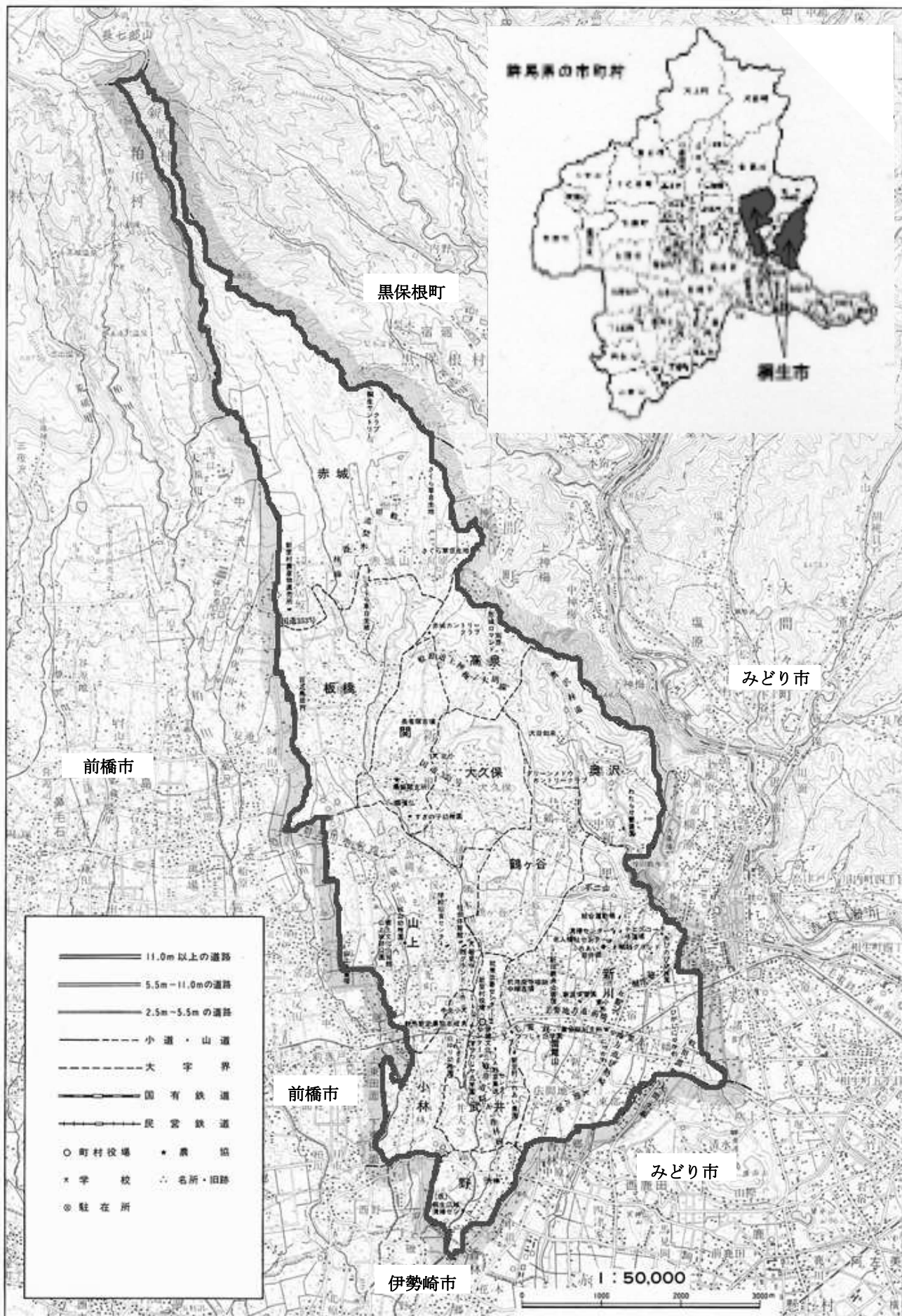
第11条 協議会の目的達成の一環として、研究会を開催するものとし、細目については別に定める。



旧桐生地区給水区域

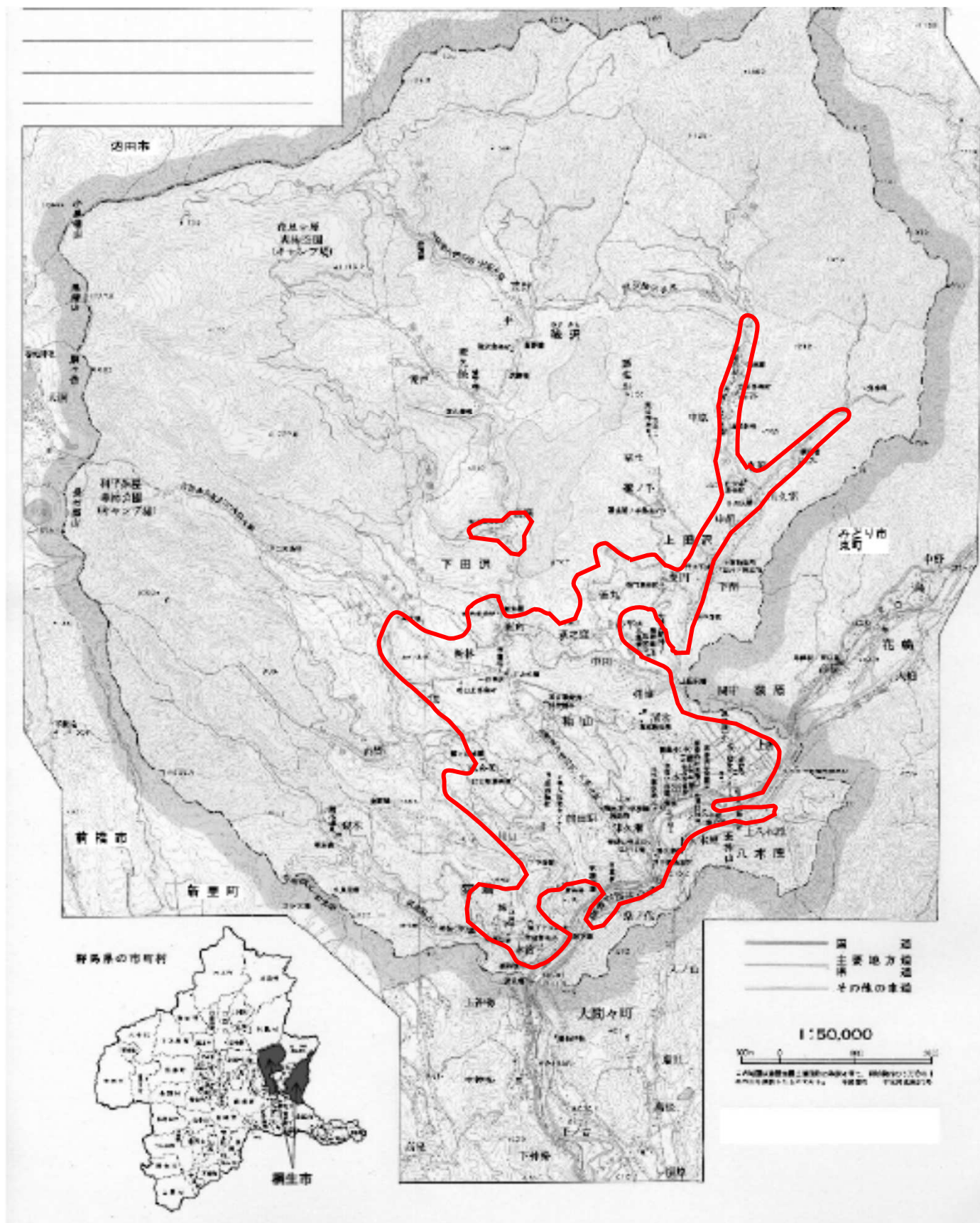
桐生市給水区域図

旧桐生地区



新里地区給水区域

新里地区



—— 黒保根地区給水区域

黒保根地区

令和5年度
桐生市水道事業年報
令和6年10月発行

発 行 桐生市水道局
〒376-8501
桐生市織姫町1番1号
TEL 0277-46-1111
編 集 桐生市水道局総務課